



成田市教育大綱

成田市教育振興基本計画

未来へつなぐ 成田の教育

Narita's Education for Tomorrow



令和8年3月
成田市

○市長あいさつ

本市では、まちづくりの羅針盤である総合計画「NARITA みらいプラン」を策定し、「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」を将来都市像として掲げ、持続的な発展を遂げていくための取組を進めるとともに、本市の国際性や地域文化を生かし、子どもから大人までが共に心豊かな成長を遂げるまちを目指しています。



平成 28（2016）年 6 月に成田市教育大綱を策定して以来、様々な教育施策に取り組んでまいりましたが、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、社会潮流や教育政策の動向を踏まえ、10 年先を見据えた本市の学校教育と生涯学習の方向性を定めることを目的として、このたび新たな教育大綱を策定いたしました。

本教育大綱では、誰もが自分らしく学び、共に活躍できるまちを目指し、社会の変化に対応したよりよい教育環境を整備するとともに、一人ひとりのウェルビーイング向上を目指し、安心して学びに向き合うことができるようきめ細かな支援を行うなど、教育施策に関する方向性を明確に示しています。

今後も、新たな教育大綱のもと、教育委員会と連携し、地域の特性を生かしながら、未来を見据えた次世代に誇れるまちづくりに向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

成田市長

小泉一成

○教育長あいさつ



本市では、これまで成田市学校教育振興基本計画及び成田市生涯学習推進計画に基づき、個々の多様な特性や能力を生かした教育を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学習し、学びの成果を地域社会に生かしていく施策を展開してまいりました。

この間、多様な背景や困難を抱える子どもたちへの対応に加え、ICT 環境の整備・活用という新たな要請に直面し、学校教育のあり方が大きく転換しようとしています。また、社会の変革の中で、年齢に関係なく学び続け、自己の成長や社会への貢献に繋げる生涯学習の必要性が高まっています。

こうした中で、教育委員会では、成田市教育大綱を具現化するため、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に進めていくことを目的とした成田市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画では、「未来へつなぐ 誰もが自分らしく 共に学び 共に活躍できるまち 成田」を基本理念とし、未来を主体的に切り拓く力を育む教育を推進してまいります。子どもたちが地域の中で大切に生まれ、子どもも大人も未来に心を馳せ、学びを継続し、一人ひとりのウェルビーイングが向上するよう、様々な施策に取り組んでまいります。

成田市教育委員会教育長

日暮美智子

目次

第1章 教育大綱について	1
1. 教育大綱の位置づけ	1
2. 教育大綱の趣旨	1
3. 教育大綱の基本理念	1
4. 教育大綱の基本方向	2
5. 教育大綱の基本目標	2
第2章 教育振興基本計画の策定にあたって.....	5
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の目的・位置づけ・他の個別計画との関連	5
3. 計画の期間	6
4. SDGs の理念・目標との関連	7
第3章 教育・生涯学習を取り巻く現状	8
1. 国・県の動向	8
2. 成田市の現状と課題	10
第4章 成田市が目指すこれからの教育・生涯学習の姿	34
1. 計画の基本理念	34
2. 計画の基本方向・基本目標・施策体系.....	34
第5章 施策の展開	36
基本方向1 未来を切り拓く「人」を育む教育の推進	36
1－（1）多様な個性・能力を伸ばし一人ひとりが活躍できる教育を推進する.....	36
1－（2）伝統・文化の理解と国際性を育む.....	44
1－（3）豊かな心・道徳性・規範意識を育む	48
基本方向2 社会の変化に対応した教育環境の形成と学びの支援	53
2－（1）よりよい教育環境づくりを進める	53
2－（2）多様な教育ニーズに合わせた支援を充実する	63
2－（3）未来を見据えた ICT 教育を推進する	69
基本方向3 誰もが自分らしく心豊かな人生を実現するための生涯学習の推進.....	72
3－（1）生涯にわたり学ぶことのできる学習環境を構築する	72
3－（2）誰もが学び、活躍できる機会を充実する	76

第6章 計画の推進に向けて.....	80
1. 推進体制.....	80
2. 計画の点検・評価.....	80
資料.....	81
1. 成田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	81
2. 成田市教育振興基本計画策定委員会名簿.....	82
3. 計画の策定体制.....	83
4. 策定経過.....	84
5. 用語集.....	85

※用語説明について

本文中*印（アスタリスク）をつけた用語は、巻末資料「5. 用語集」に、内容を記載しています。（複数あるものは初出のみ）

第1章 教育大綱について

1. 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、成田市（以下「本市」という。）の教育が目指す基本的な方針として策定されるもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3の規定に基づき、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定します。そして、市長及び教育委員会は策定した大綱のもとに、それぞれ所管する事務を執行することとなります。

本市では、この教育大綱に基づき、教育基本法第17条第2項に基づく「成田市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」を生涯学習分野の基本計画である「生涯学習推進計画」と統合した計画として策定します。

2. 教育大綱の趣旨

本市では、平成28（2016）年6月に、「育てよう 心とからだ 学び合い みんなで築く 成田の未来」を基本理念とした成田市教育大綱を定めています。

その後、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、社会潮流や教育政策の動向を踏まえ、10年先を見据えた本市の学校教育と生涯学習の方向性を定める指針となることを目的に、新たに教育大綱を策定します。

3. 教育大綱の基本理念

**未来へつなぐ 誰もが自分らしく
共に学び 共に活躍できるまち 成田**

誰もがそれぞれの状況に応じて、自分らしく学び、また誰かと力を合わせて共に学ぶ中で、未来を能動的に切り拓く力をもった子どもたちの育成を目指します。また、知識や技能の習得だけでなく、学び合いを通じて、人として大切な心を育み、一人ひとりのウェルビーイング*の向上を目指します。さらには、市民一人ひとりがそれぞれ能力や意欲を伸ばすとともに、学んだ成果を生かすことで、みんなが共に活躍できるまちの実現を目指します。

4. 教育大綱の基本方向

本市の学校教育と生涯学習を一体的に推進するにあたって、次の3つの基本方向を定め、取り組めます。

1 未来を切り拓く「人」を育む教育の推進

子どもたち一人ひとりの個性を生かしつつ、伝統と文化への理解や、国際性、豊かな心と規範意識などを育みながら、未来を切り拓く力を育む教育を推進します。

2 社会の変化に対応した教育環境の形成と学びの支援

社会の変化と多様な教育ニーズに対応した、柔軟で質の高い教育環境を整備するとともに、ICT*等を活用しながら、未来を見据えた教育の推進を図ります。

3 誰もが自分らしく心豊かな人生を実現するための生涯学習の推進

学校・家庭・地域が連携し、誰もが生涯にわたり主体的に学び続けることのできる環境を構築するとともに、学びの成果を生かし、活躍できる機会の充実を図ります。

5. 教育大綱の基本目標

基本理念、基本方向の実現に向けて、次の8つの基本目標に沿って、取組を推進します。

1 – (1) 多様な個性・能力を伸ばし一人ひとりが活躍できる教育を推進する

子どもたち一人ひとりの個性や可能性を尊重しながら、多様な価値観や幅広い学びの機会を通して、未来を切り拓く力を育みます。

また、確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図るとともに、学びの基盤となる生活習慣や学習習慣の確立など、発達段階に応じた教育の充実を図ります。

そして、将来の進路や職業観の形成につながる活動を通じて、子どもたちがそれぞれの特性に応じて、社会の中で自分らしく活躍できる力を育みます。

1 – (2) 伝統・文化の理解と国際性を育む

これからの社会を担う子どもたちが、自分の生まれ育った地域への愛着を持ち、異なる文化や価値観を尊重し、他者と共に生きる力を育む教育を推進します。

また、地域の伝統や文化、自然に触れる学びを通して、ふるさとを大切に思う心を育てるとともに、国際的な感覚を養う教育の充実を図ります。

そして、子どもたち一人ひとりが未来の社会で自らの役割を見出し、主体的に行動できる力を育みます。

1 – (3) 豊かな心・道徳性・規範意識を育む

人権を尊重する態度や社会のルールを守る意識の土台として、自己を大切にしながら、他人の気持ちや立場を理解する力を育みます。

また、子どもたち一人ひとりが、それぞれ幸せや生きがいを感じることができるよう、学校における道徳教育の向上を図るとともに、日々の教育活動だけでなく、学校・家庭・地域が連携し、他人を思いやる豊かな心や道徳性、規範意識を育む教育を推進します。

2 – (1) よりよい教育環境づくりを進める

子どもたちが安心して学び、教職員が意欲を持って教育に取り組むことができる環境づくりに向けて、教職員の専門性を高める取組を進めるとともに、ICT等を活用し、子どもたちと向き合う時間の確保と、働きやすい環境整備を図ります。

また、教育施設の設備の充実に加え、通学路や校内の安全対策など、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを育む体制づくりを推進します。

2 – (2) 多様な教育ニーズに合わせた支援を充実する

誰もが安心して学びに向き合えるよう、多様な背景や課題を抱える子どもたちを支える「学びのセーフティネット*」の構築を図ります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな対応や、いじめ・不登校などに対して早期から適切に対応できる仕組みの整備を進めます。

2 – (3) 未来を見据えた ICT 教育を推進する

急速に進展するデジタル社会に対応し、子どもたちが主体的に学び、考え、発信する力を育むために、未来を見据えた ICT 教育を充実します。

また、教育の質を高めるためのデジタルトランスフォーメーション(DX*)を推進するとともに、情報リテラシー*や情報モラル*教育の充実を図ります。

3 – (1) 生涯にわたり学ぶことのできる学習環境を構築する

年齢や立場にかかわらず、生涯にわたり学び続けることができ、また、学び直しができる社会を目指し、学習環境の整備に努めます。

特に、子どもから高齢者まで多様な世代が学び合える環境づくりや、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で学び合える基盤強化を推進します。

3 – (2) 誰もが学び、活躍できる機会を充実する

障がいの有無などに関わらず、誰もがスポーツや文化活動、地域活動を行えるよう、多様な学びや体験活動の機会を充実します。

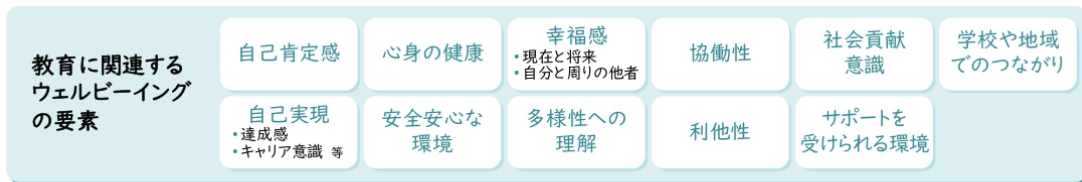
また、学習の成果を自身のウェルビーイングの向上や社会に向けて生かしていけるよう、様々な分野で活躍できる場づくりを推進します。

～ウェルビーイングとは～

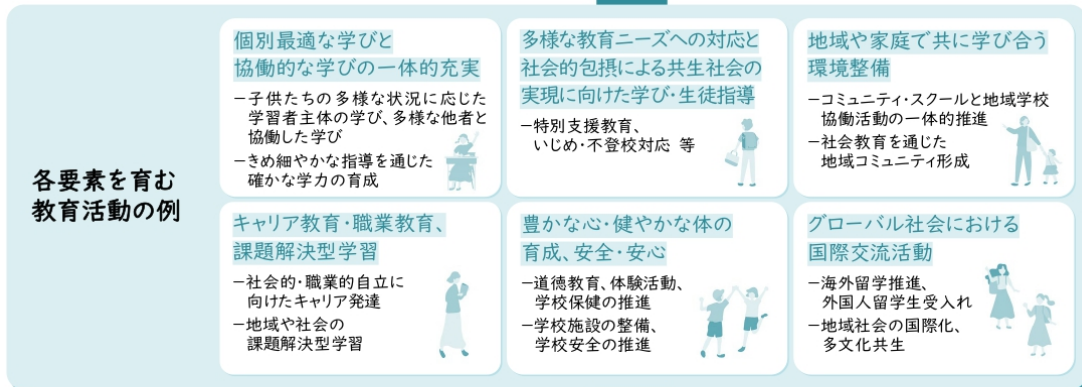
ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、生きがいや人生の意義等、長い視野でみた幸福感を含む概念です。また、個人を取り巻く場や地域、社会全体の豊かさをも含む包括的な概念です。

なお、我が国においては、人とのつながりや利他性*、社会貢献意識など、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上を、教育を通じて推進していくことが期待されています。

■教育とウェルビーイング



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上



主観的認識のエビデンス把握

■教職員のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

●子どもたちのウェルビーイング向上には、教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングを高めることが重要です。また、子どもたちから、家庭・地域・社会にウェルビーイングが広がっていくことが望ましいとされています。



資料：(国) 教育振興基本計画（リーフレット）参考

第2章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の社会は、少子高齢化*の進行やグローバル経済*の進展にともなう雇用環境の変化をはじめ、急速な情報化の進展や生成 AI*をはじめとする技術革新など、大きな変化に直面しています。

また、団塊ジュニア世代*が高齢者となる令和 22 (2040) 年頃を目途に、様々な分野で人材が不足することが見込まれています。

さらには、平成 23 (2011) 年 3 月の「東日本大震災」や令和元 (2019) 年 10 月の「令和元年東日本台風 (令和元年台風第 19 号)」による豪雨災害、令和 6 (2024) 年 1 月の「能登半島地震」をはじめ、大規模な自然災害の脅威が身近なものとなっています。

教育を取り巻く環境では、いじめや不登校、経済的困難を抱える子どもへの対応といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症*対応や ICT 環境の整備・普及といった新たな要請に直面し、教育のあり方が大きく転換しようとしています。

本市の学校教育振興にあたっては、平成 28 (2016) 年 3 月策定の成田市学校教育振興基本計画において、「子どもの多様な個性 能力を伸ばし 未来をひらく力を育む」を基本理念に定め、社会が大きく変化する中で、子どもたちが将来、自立した個人として未来を切り拓き、豊かな人生を送ることができるよう、個々の多様な特性や能力を生かした教育を推進してきました。

また、人生 100 年時代*において、一人ひとりが自ら主体的に学び続けること、いつでも学び直しができるリカレント教育*の重要性が一層高まっています。本市でも、令和 3 (2021) 年 3 月策定の第 3 次成田市生涯学習推進計画において、「学びのきっかけとなる機会の提供」「学校・家庭・地域が連携した体制の構築」「様々な体験活動の充実」「学んだことを生かせる機会の充実」の 4 つを基本施策に定め、本市の生涯学習事業を展開してきました。

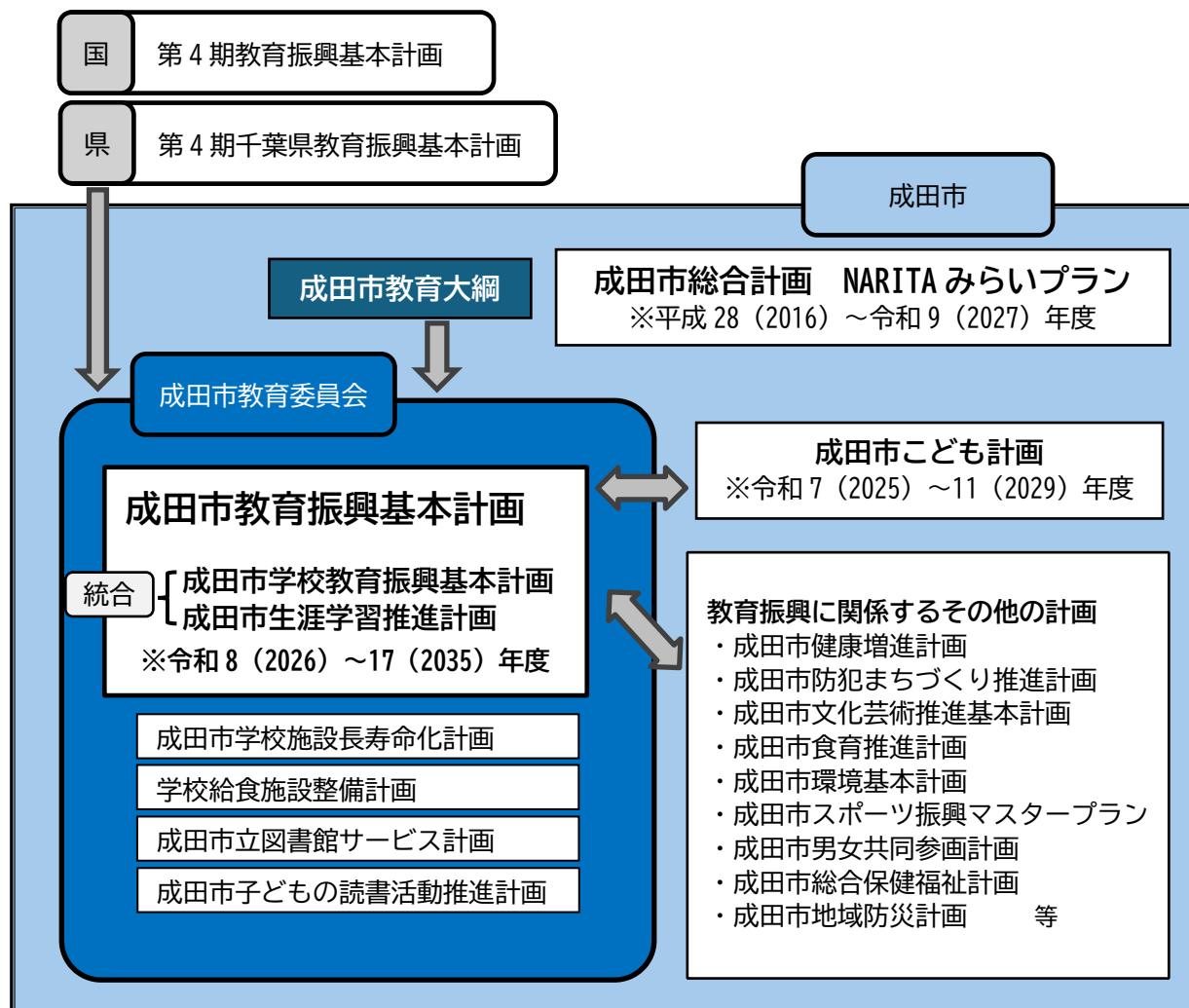
このたび、学校教育振興基本計画と生涯学習推進計画を統合するにあたり、教育基本法の理念等に定める、時代の変化の中でも変わらない「不易*」の要素と社会や時代の「流行*」に対応した取組の展開を図り、市民の誰もが、それぞれの状況に応じて、自分らしく学び、また学び合いを通じてウェルビーイングの向上を目指します。

2. 計画の目的・位置づけ・他の個別計画との関連

成田市教育振興基本計画 (以下「本計画」という。) は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、成田市教育委員会が策定する計画です。市の最上位計画である「成田市総合計画 NARITA みらいプラン*」に対応した、教育分野に関する主要施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画とするとともに、本市の目指す教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を定めた「成田市教育大綱」を具現化するための計画とします。

また、これまでの「成田市学校教育振興基本計画」と「成田市生涯学習推進計画」を統合した計画とします。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

4. SDGs の理念・目標との関連

持続可能な開発目標*（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までの国際目標です。

この目標は、持続可能な世界を実現するために設定された 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる様々な課題の解決に取り組もうとするものです。

そのうち、ゴール 4「質の高い教育をみんなに」に関連するターゲットとして「持続可能な社会の担い手を育む教育*（ESD：Education for Sustainable Development）」の推進が掲げられています。ESD の実践は、SDGs の 17 のゴールすべての達成に寄与するもので、その推進が SDGs 達成の重要な要素となります。

また、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会*の実現」の理念とも共通します。

本市では、本計画に掲げる施策・事業を推進するにあたり、これら SDGs の理念や目標を意識し、その達成に向けて取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 教育・生涯学習を取り巻く現状

1. 国・県の動向

(1) 国の動向

①第4期教育振興基本計画【令和5（2023）年6月閣議決定】

国では、令和5（2023）年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。今日の社会が、急速な少子高齢化や雇用環境の変化など、社会状況の急激な移り変わりを背景に、将来の予測が困難な「VUCA（ブーカ）の時代*」であるとの認識のもと、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを、教育政策の方向性として打ち出しました。計画では、このコンセプトのもとに、5つの基本的な方針、16の目標を設定しています。

②第12期中央教育審議会生涯学習分科会*における議論の整理

【令和6（2024）年6月】

国の第4期教育振興基本計画を受け、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」と「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」について論じられました。

その中で、特に「社会人のリカレント教育の推進」、「障がい者の生涯学習の推進」、「外国人の日本語の学習環境の整備と多文化共生*」、「社会教育人材の質的な向上と量的な拡大」の4点に注目し協議されています。

③こども基本法【令和5（2023）年4月施行】

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現と、こども政策の総合的な推進を目的としています。

また、本法に基づき、本計画の策定にあたっては、こども政策との連携のもと、こども等の意見反映が求められています。

(2) 千葉県の動向

①第4期千葉県教育振興基本計画【令和7(2025)年3月策定】

千葉県では、今後の県教育の目指す姿を示すとともに、これらを実現するための施策を取りまとめた「第4期千葉県教育振興基本計画」を令和7(2025)年3月に策定しています。

計画では、基本理念を「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成」と定め、「多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の形成を通じたウェルビーイングの実現」、「教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進」、「産業と教育との連携強化による人材育成」の3点を施策横断的な視点とし、3つの基本目標と13の施策を設定しています。

②千葉県生涯学習推進方針【令和5(2023)年5月】

人生100年時代・Society5.0*の到来、社会的包摂の必要性の高まりなど、生涯学習をめぐる環境が大きく変化する中で、県民一人一人が、いつでも、どこでも学ぶことができ、またその成果を生かし、生涯にわたり活躍し続けられる社会の実現に向けて、千葉県における生涯学習を推進するための方針として、「千葉県生涯学習推進方針」を令和5(2023)年5月に定めています。

方針では、「社会とつながる生涯学習」を推進目標とし、「生涯にわたる社会での活躍の推進」、「県・市町村・民間による役割分担と相互の連携・協働」、「ICT活用を含めた適切な方法による学習の推進」を実現のための視点とし、4つの柱を設定しています。

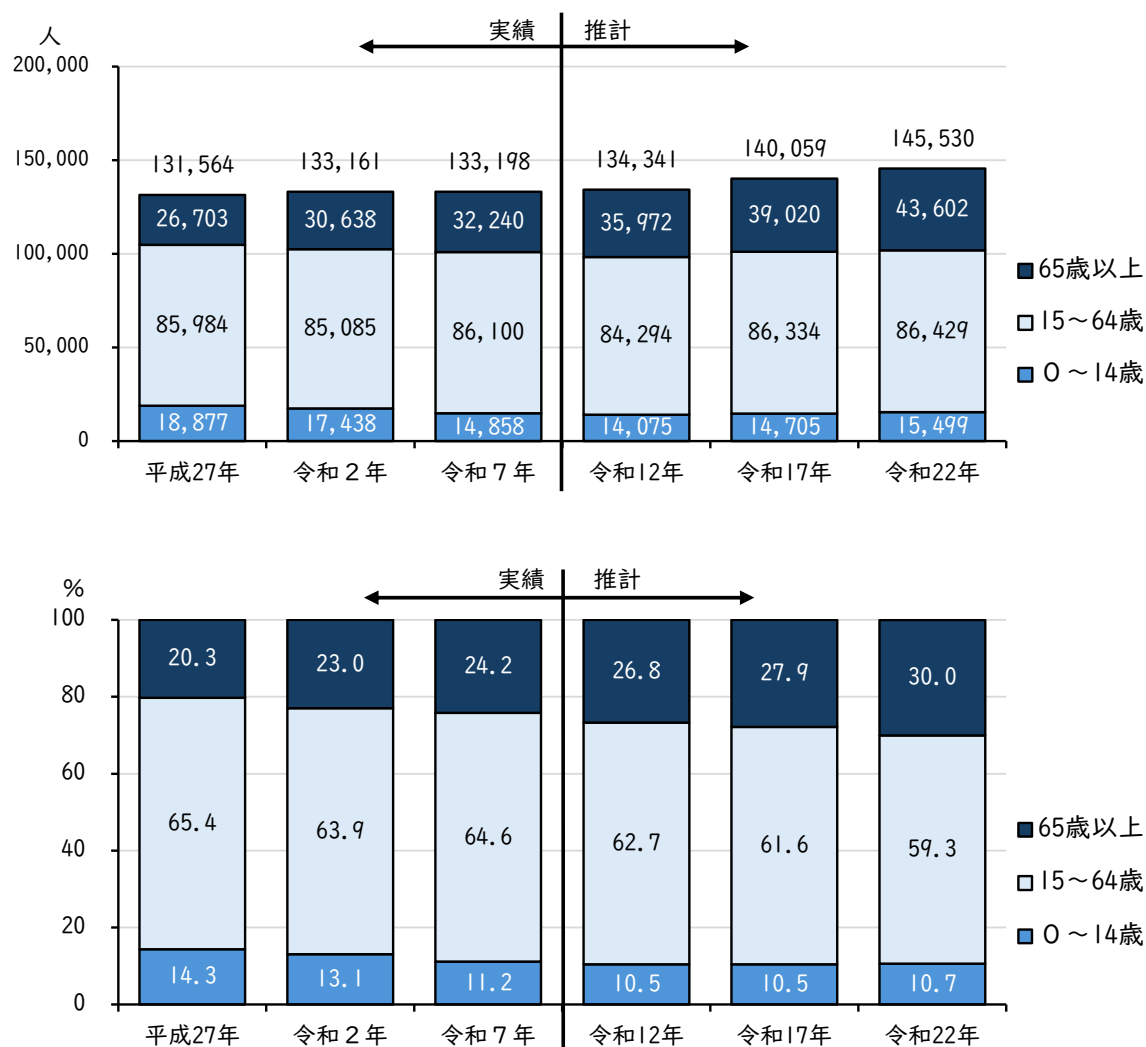
2. 成田市の現状と課題

(1) 統計からみる成田市の現状

①人口の推移・推計

本市の総人口は、令和7(2025)年3月末日現在で133,198人となっており、緩やかな増加傾向にあります。年齢3区分別の人口構成で見ると、0～14歳の年少人口は減少傾向にあります、今後は横ばいから微増に転じると見込まれています。また、65歳以上の高齢者人口割合は24%を超え、今後もさらなる増加が予想されています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



資料：【実績】令和7(2025)年以前：住民基本台帳人口(3月末日現在)

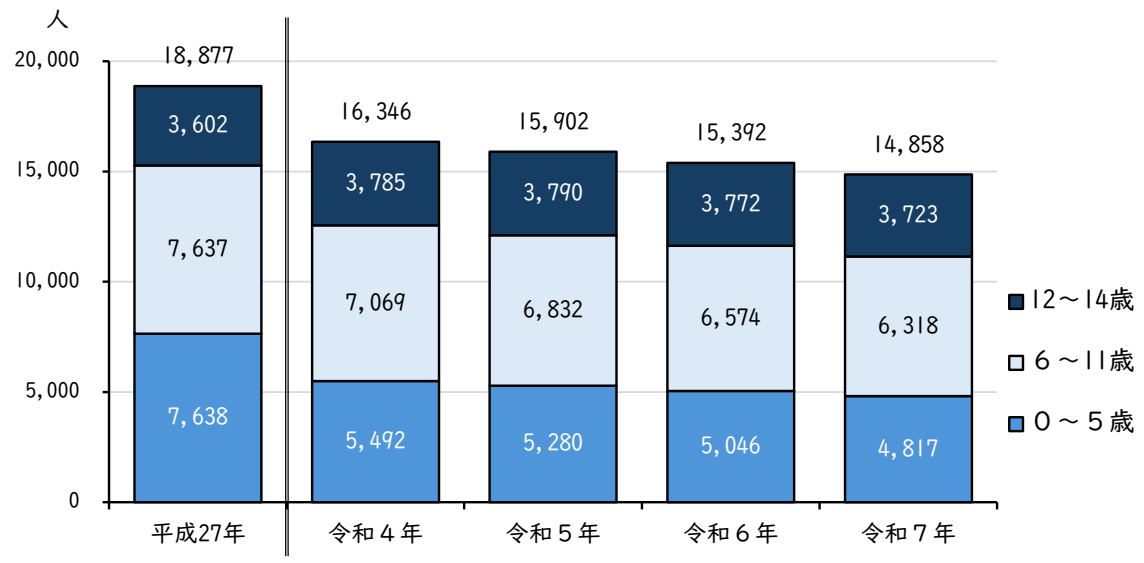
【推計】令和12(2030)年以降：第3期成田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和7(2025)年3月策定)

*平成27年(年度)の数値は、前計画「成田市学校教育振興基本計画」策定時の数値を参考として記載しています。

■子どもの人口の推移

本市の14歳以下の子どもの人口は、令和7（2025）年3月末現在、14,858人で減少傾向となっています。年齢層別にみても、0～5歳、6～11歳、12～14歳のいずれも減少傾向となっています。

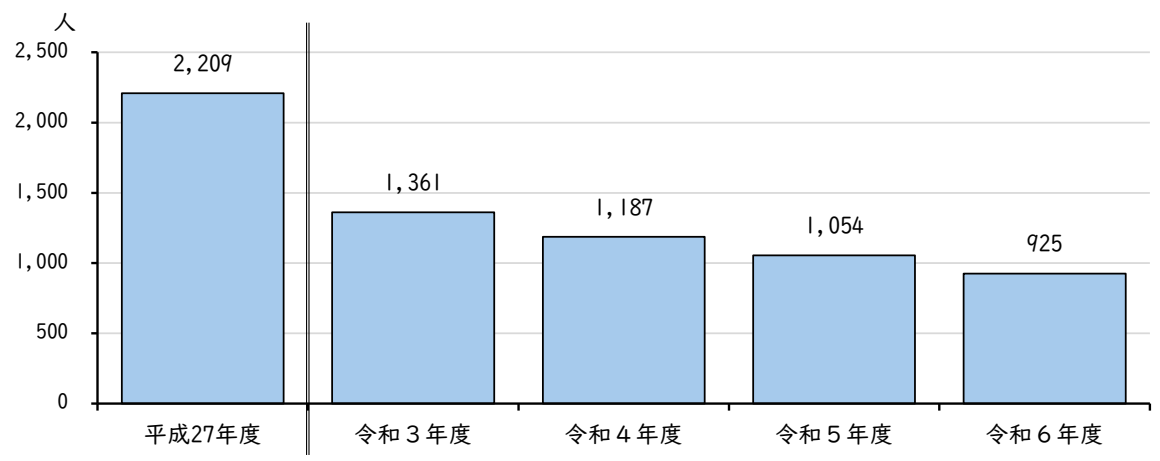


資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

②幼稚園等の状況

■幼稚園等入園者数の推移

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度にかけて、幼稚園等入園者数は減少傾向にあります。

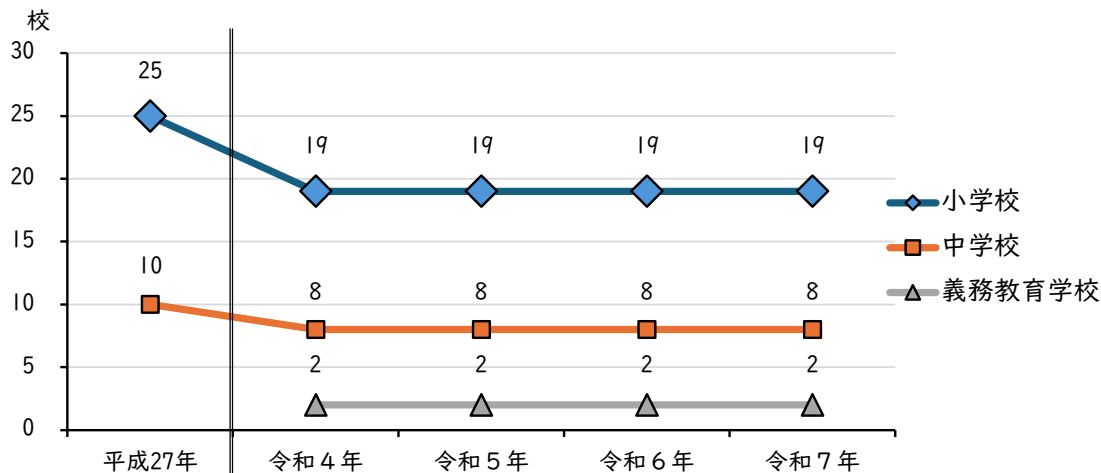


資料：こども未来部保育課

③小・中・義務教育学校の状況

■学校数

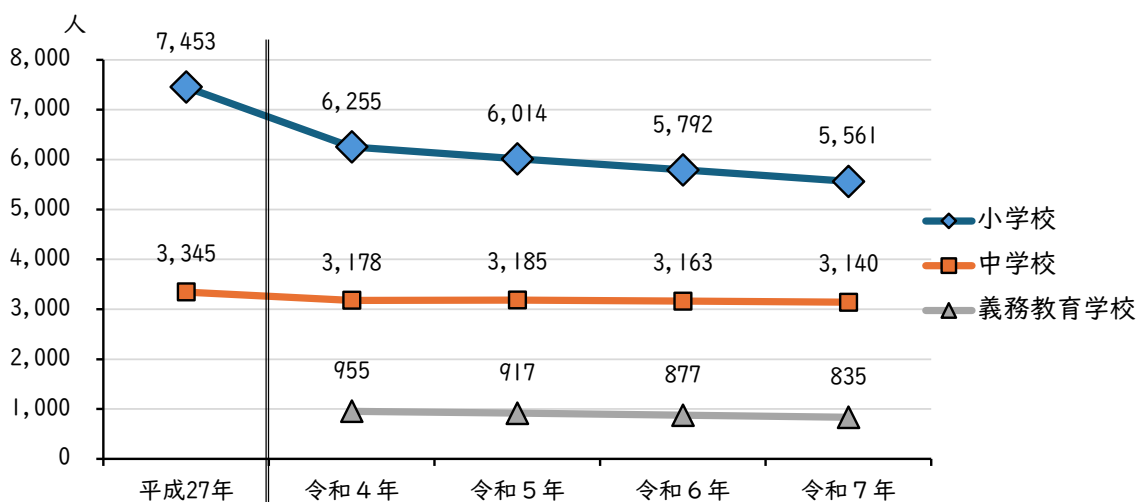
令和4（2022）年から令和7（2025）年にかけて、本市の小・中・義務教育学校数は、小学校19校、中学校8校、義務教育学校2校と、いずれも横ばいとなっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■児童・生徒数

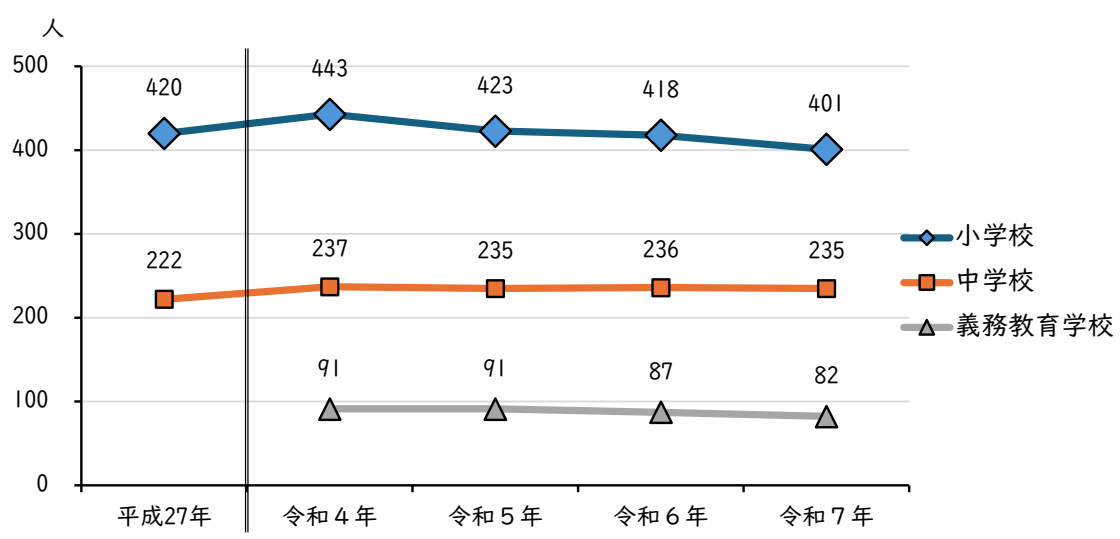
本市の小・中・義務教育学校児童生徒数はいずれも減少傾向にあり、令和7（2025）年5月1日現在で、小学校5,561人、中学校3,140人、義務教育学校835人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■教員数

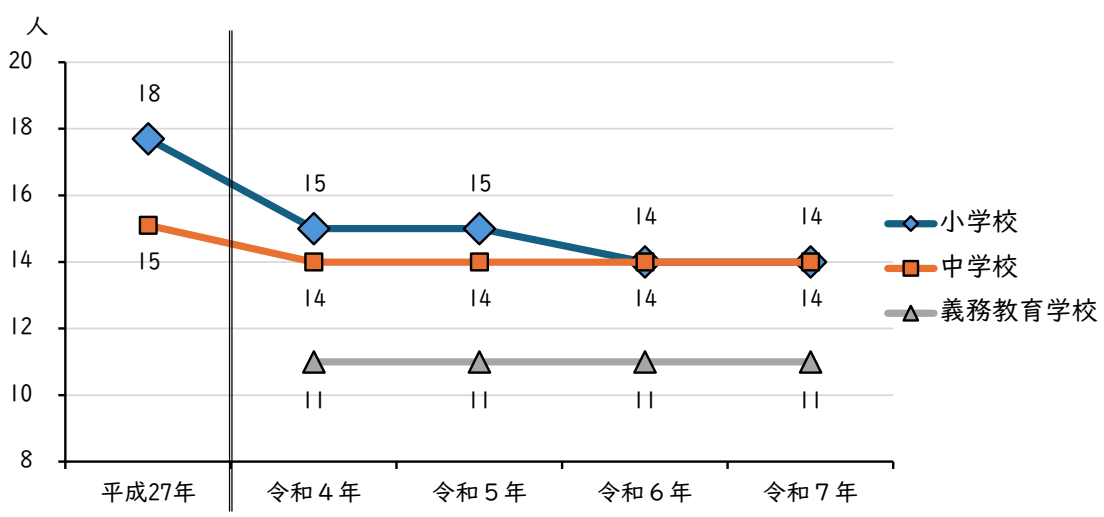
小・中・義務教育学校の教員数は、令和7（2025）年5月1日現在、小学校401人、中学校235人、義務教育学校82人で、令和4（2022）年から令和7（2025）年にかけて、減少または横ばいとなっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■教員一人あたり児童生徒数

教員一人あたりの児童生徒数は、令和7（2025）年5月1日現在、小学校14人、中学校14人、義務教育学校11人となっています。



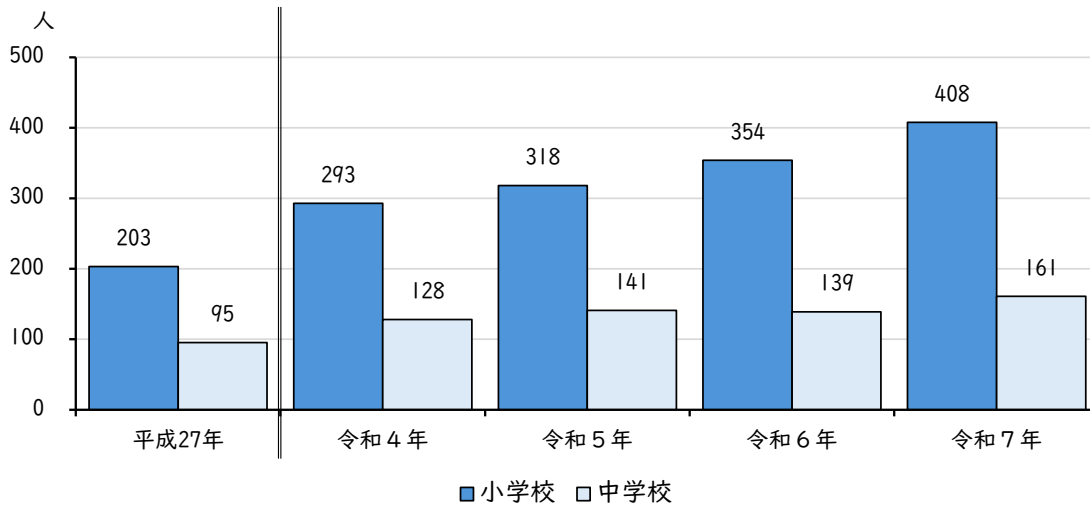
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

④特別な支援が必要な児童生徒数

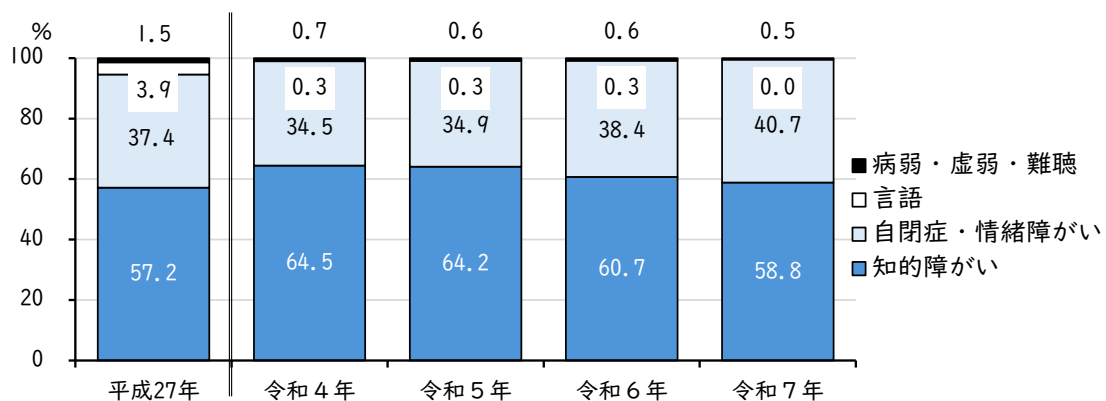
■特別支援学級*在籍者数

特別支援学級在籍者数は、令和7（2025）年5月1日現在、小学校408人、中学校161人で、近年、小学校、中学校ともに増加傾向となっています。

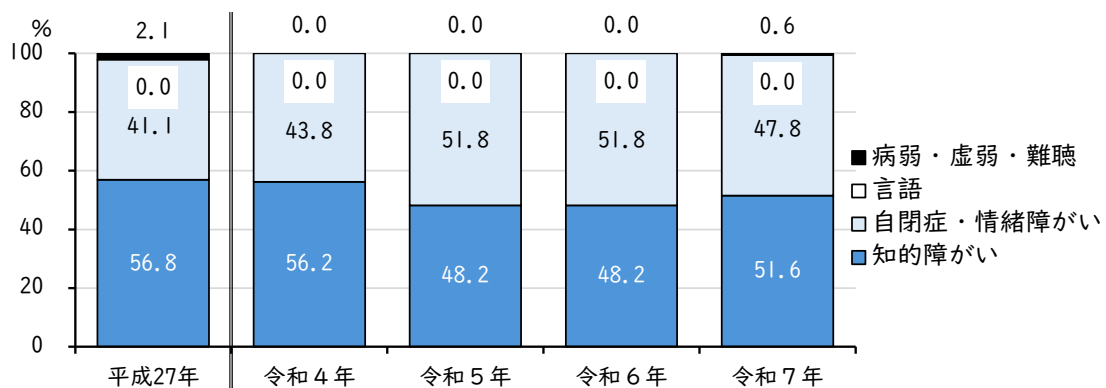
また、状況別では小・中学校とも、主に「知的障がい」または「自閉症・情緒障がい」となっています。



■在籍者の状況（小学校）



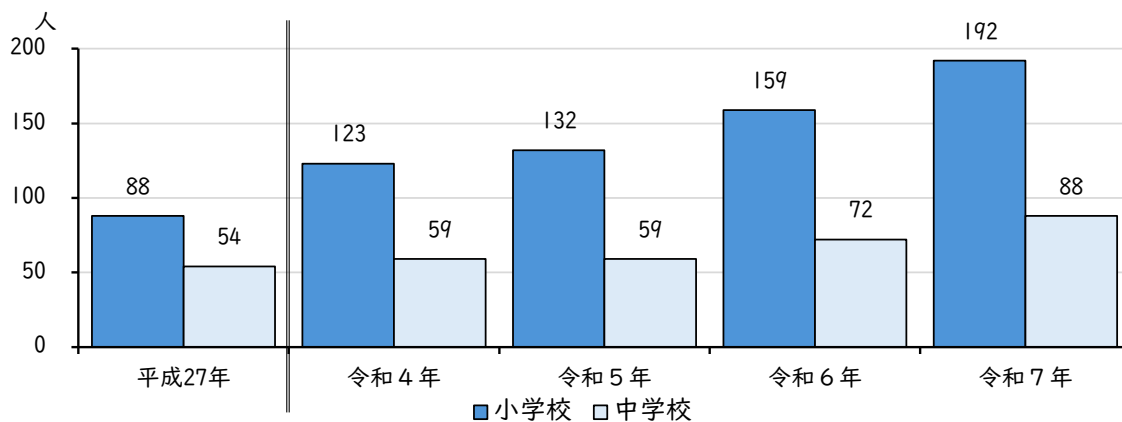
■在籍者の状況（中学校）



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

■外国籍児童生徒数

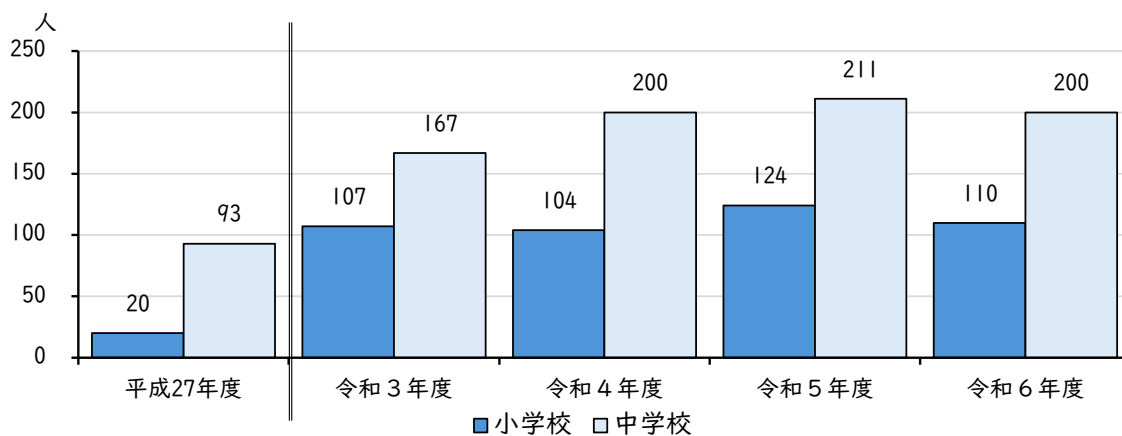
本市の小・中学校に通う外国籍の児童生徒数は、令和7（2025）年5月1日現在、小学校192人、中学校88人で、近年、小学校、中学校ともに増加傾向となっています。



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

■不登校児童生徒数

小・中学校における不登校児童生徒数は、令和6（2024）年度では、小学校110人、中学校200人となっています。



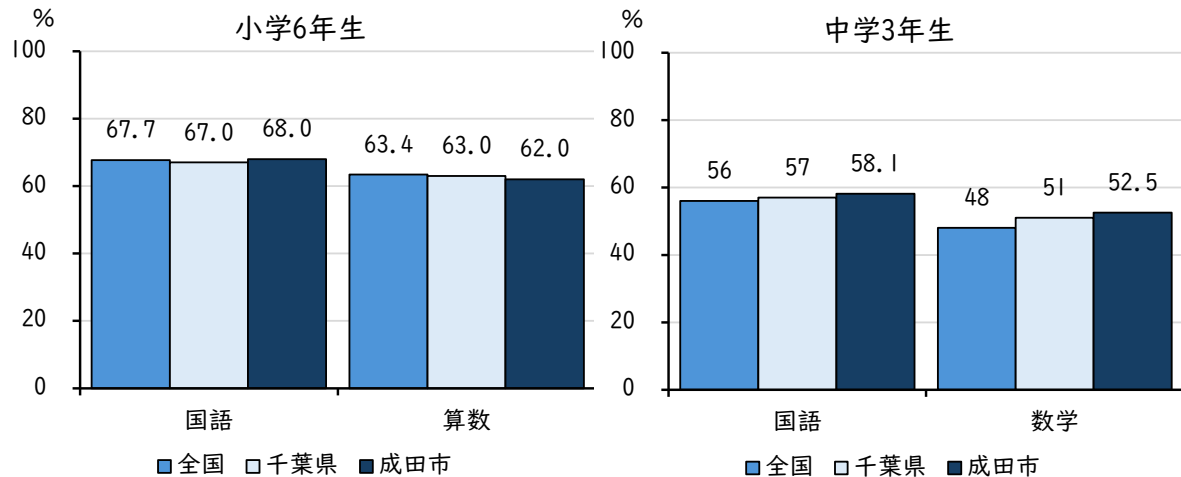
資料：教育委員会

⑤学力の状況

■教科に関する調査【全国・千葉県との比較】（平均正答率）

令和6（2024）年度の全国学力・学習状況調査の結果における平均正答率では、小学校児童の成績は、国語について、全国及び県の平均を上回る一方、算数では全国及び県の平均を下回っています。

また、中学校生徒の成績に関しては、国語・数学とも、全国及び県の平均を上回る結果となっています。

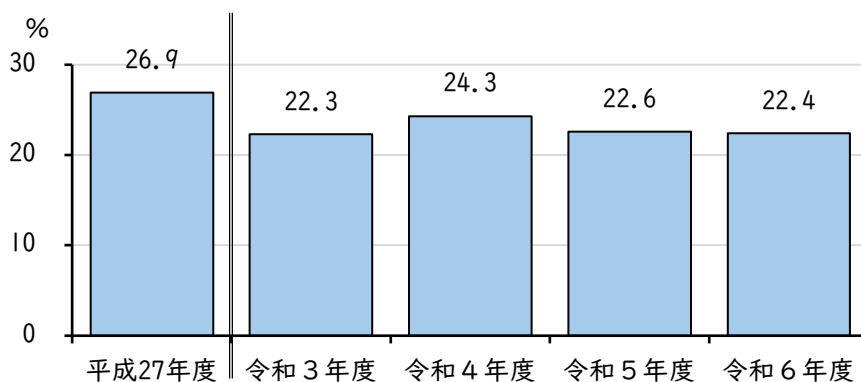


資料：令和6（2024）年度 全国学力・学習状況調査の結果の概要

⑥生涯学習の状況

■市民の図書館利用登録率

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度にかけて、市民の図書館利用登録率は20%台前半で推移しています。



資料：教育委員会

(2) 現行計画の評価

成田市学校教育振興基本計画【学校教育】、第3次成田市生涯学習推進計画【生涯学習】の進捗評価は次のとおりです。

【学校教育】では、達成度について、約7割が「達成」あるいは「概ね達成」となっており、3割弱が「未達成」となっています。

【生涯学習】では、達成度について、約3割が「達成」あるいは「概ね達成」となっており、約7割が「未達成」となっています。

【学校教育】

成田市学校教育振興基本計画に係る目標に対する達成状況（令和6(2024)年度実績）

※目標に対する達成状況・・・達成≧100%、100%>概ね達成≧80%、80%未達成

令和7(2025)年度目標 に対する達成状況	項目数	割合	参考 (令和2年度)
達成	31	44%	29
概ね達成	19	27%	19
未達成	18	25%	23
その他（事業の廃止等）	3	4%	0

	主な達成事業（○）・未達成事業（■）
基本目標1 社会を生き抜く力を育む	○学校の授業がわかる（「よくわかる」「だいたいよくわかる」と回答した児童生徒の割合 ■学校給食施設整備事業における親子方式*による給食施設整備箇所
基本目標2 伝統・文化の理解と国際性を育む	○（概ね達成）ALT*の週あたりの配置日数（1校あたり）
基本目標3 豊かな心・道徳性・規範意識を育む	○学校図書館における児童一人あたりの年間図書貸出冊数（小学生） ■学校図書館における生徒一人あたりの年間図書貸出冊数（中学生）
基本目標4 よりよい学校教育環境づくりを進める	○ICT支援員の人数 ■教員研修制度に質・量ともに満足している教職員の割合
基本目標5 様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する	○日本語教育補助員の人数 ■特別支援教育支援員の人数
基本目標6 社会の変化に対応した教育を推進する	○放課後子ども教室推進事業の参加児童数 ■学校支援地域本部事業における地域コーディネーター*の配置人数

【生涯学習】

第3次成田市生涯学習推進計画に係る目標に対する達成状況（令和6(2024)年度実績）

※目標に対する達成状況・・・達成≧100%、100%>概ね達成≧80%、80%>未達成

令和7(2025)年度目標 に対する達成状況	項目数	割合
達成	1	14%
概ね達成	1	14%
未達成	5	72%

	達成事業（○）・未達成事業（■）
基本施策（1） 学びのきっかけとなる機会 の提供	○生涯学習推進事業における情報発信サイトのアクセス数 ■学生や働く世代を対象とした生涯学習講演会の参加者数
基本施策（2） 学校・家庭・地域が連携した 体制の構築	■家庭教育学級参加者数 ■学校支援のための地域コーディネーター数
基本施策（3） 様々な体験活動の充実	○（概ね達成）体験形式の図書館講座の参加者数 ■こども体験学習セミナー参加者数
基本施策（4） 学んだことを生かせる機会 の充実	■生涯大学院生及び卒業生との連携事業参加者数

(3) アンケート調査結果

本計画の策定における基礎資料とすることを目的に、令和6(2024)年10月から令和7(2025)年3月にかけて、アンケート調査を実施しました。

■実施概要

	調査対象者	調査期間	調査方法	配布相当数	有効回収数	有効回収率
① 小中学生調査	市内公立の小学4・6年生、中学2年生(義務教育学校4・6・8年生)	令和6年10月4日～10月31日	WEB回答(二次元コードを掲載した案内文を学校経由で配布)	3,406件	2,745件	80.6%
② 保護者調査	市内公立の小学4・6年生、中学2年生(義務教育学校4・6・8年生)の保護者			3,406件	885件	26.0%
③ 小中学校教職員調査	市内公立の小中義務教育学校に勤務する教職員			1,026件	585件	57.0%
④ 生涯学習施設利用者調査	市内の生涯学習施設の利用者	令和6年10月18日～11月1日	施設利用時に案内文を配布(WEB回答または紙)	※対象者を限定しない調査のため算出不可	459件	-%
⑤ 幼稚園・保育園職員調査	市内公立の幼稚園・保育園に勤務する職員	令和6年10月15日～10月31日	WEB回答(二次元コードを掲載した案内文を幼稚園・保育園経由で配布)	189件	127件	67.2%
⑥ 高校・大学生調査	市内の高校・大学等に在学中の学生	令和6年10月4日～11月5日	WEB回答(二次元コードを掲載した案内文を学校経由で配布)	※対象者を限定しない調査のため算出不可	908件	-%
⑦ 学校運営協議会*委員調査	市内公立の小中義務教育学校の学校運営協議会委員	令和6年10月24日～令和7年3月31日	WEB回答または紙	320件	72件	22.5%

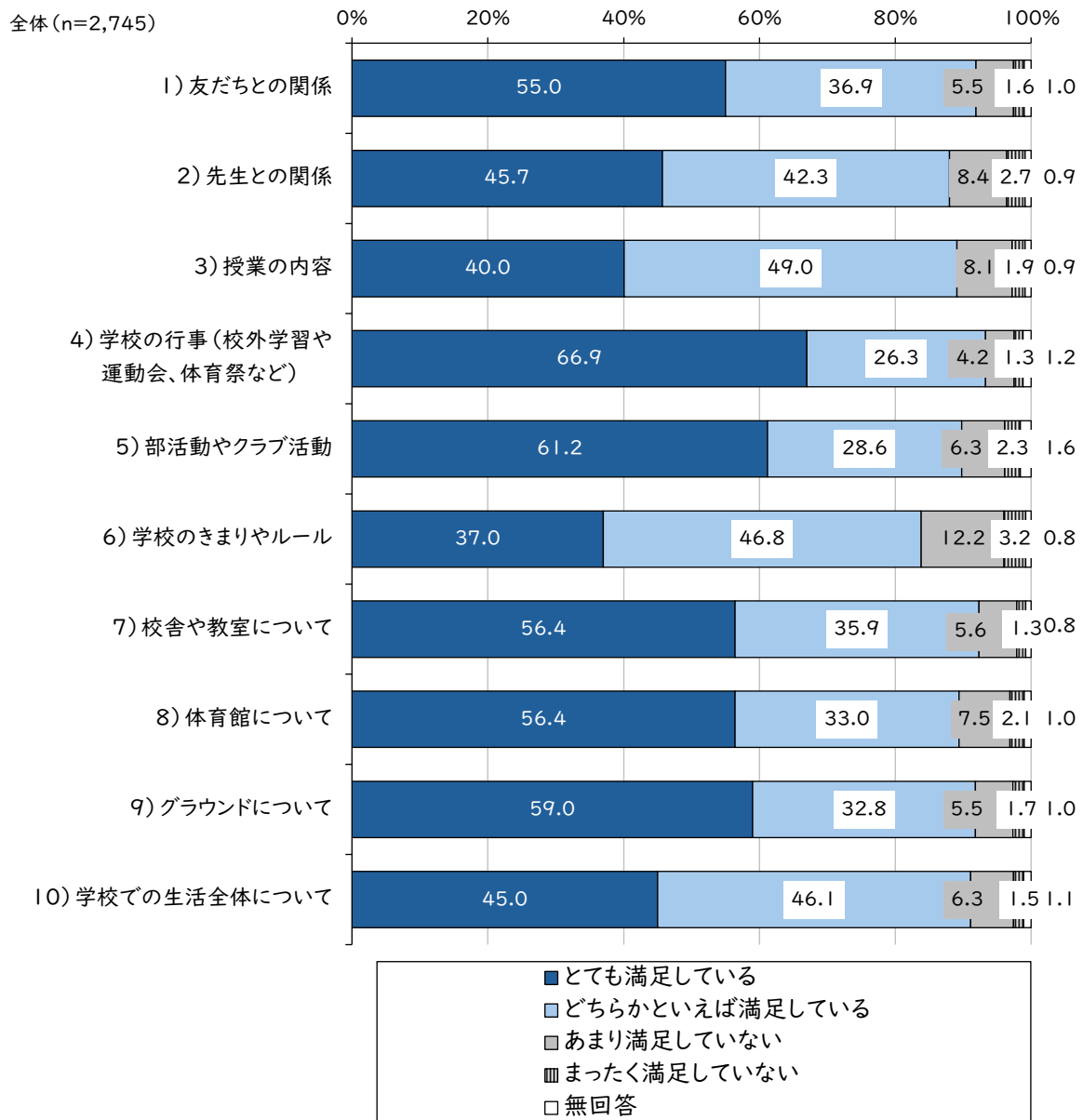
※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。また、無回答が含まれるため、学年・年代等の合計数と全体数が一致しない場合があります。

主な回答（アンケート調査報告書抜粋）

①小中学生調査

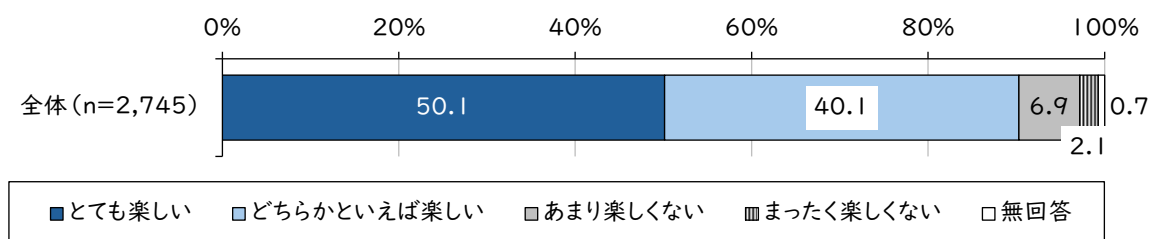
・学校生活に関する次のようなことに、どのくらい満足しているか

すべての項目で『満足している』（「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）が高くなっており、中でも〔4〕学校の行事に高い満足度が見られます。



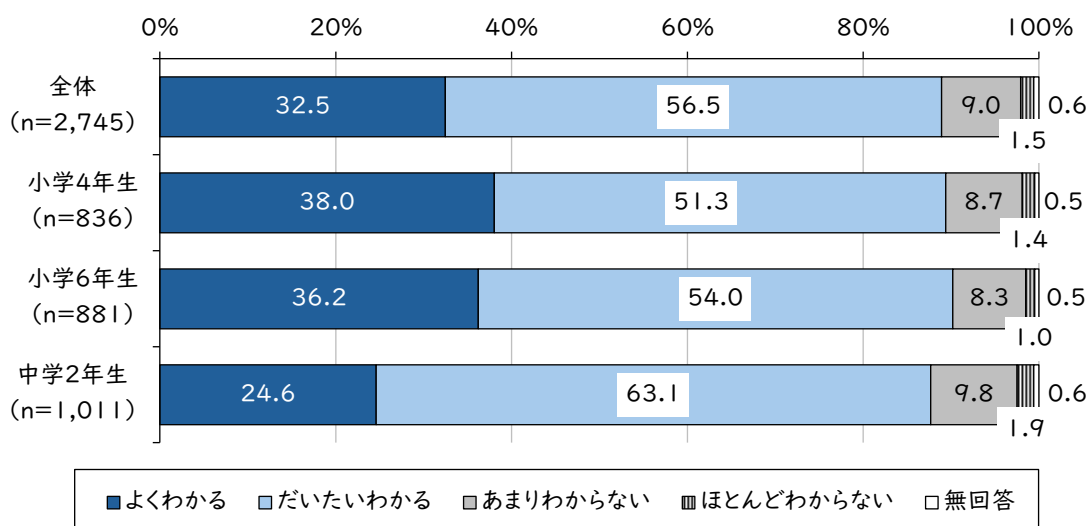
・学校生活は楽しいか

「とても楽しい」が50.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」が40.1%、「あまり楽しくない」が6.9%となっています。



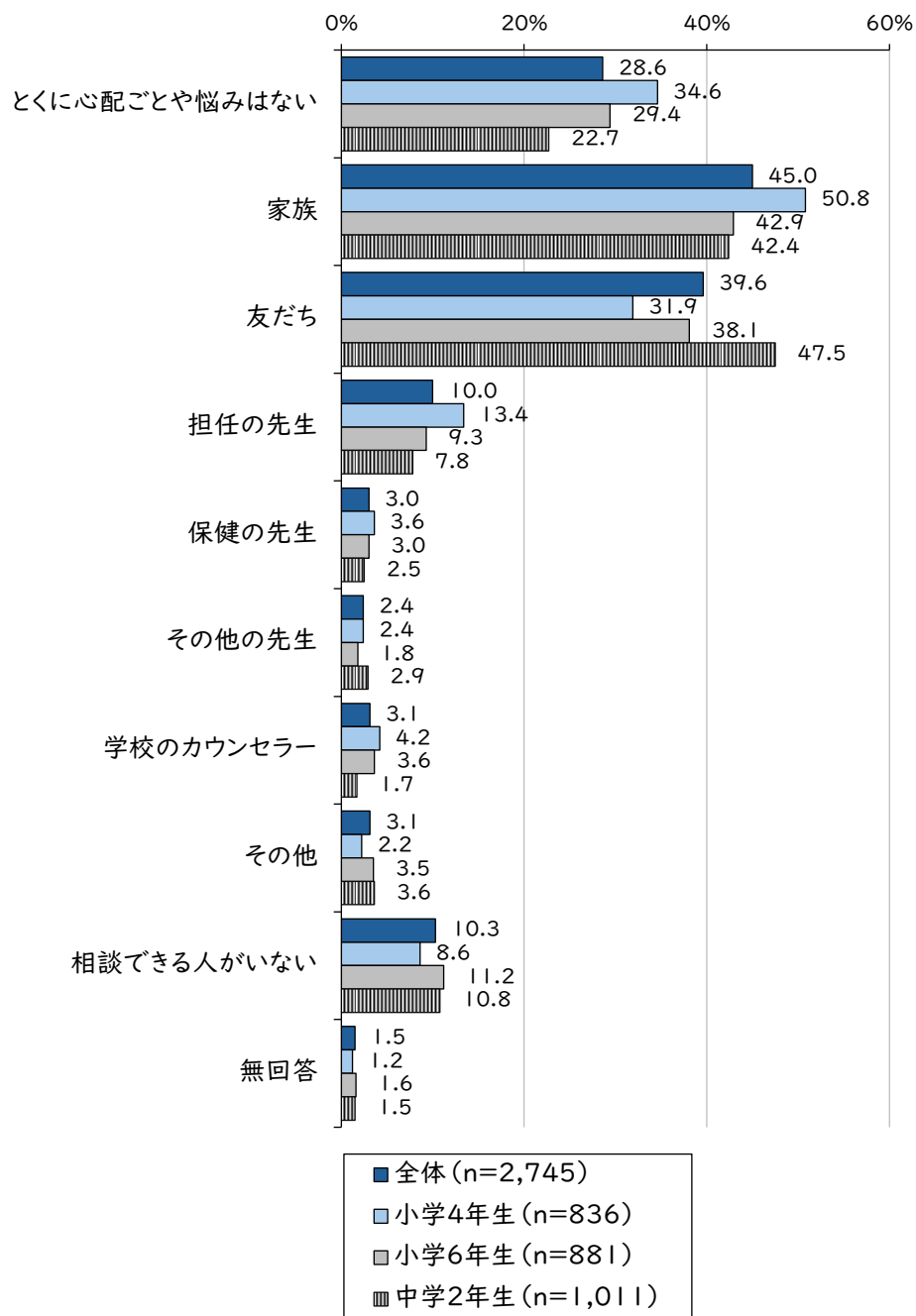
・学校の授業がどのくらいわかるか

全体の89%が「わかる」と回答する一方、学年が上がるにつれて理解度が低下している傾向が見られます。



・心配ごとや悩みは、誰に相談することが多いか

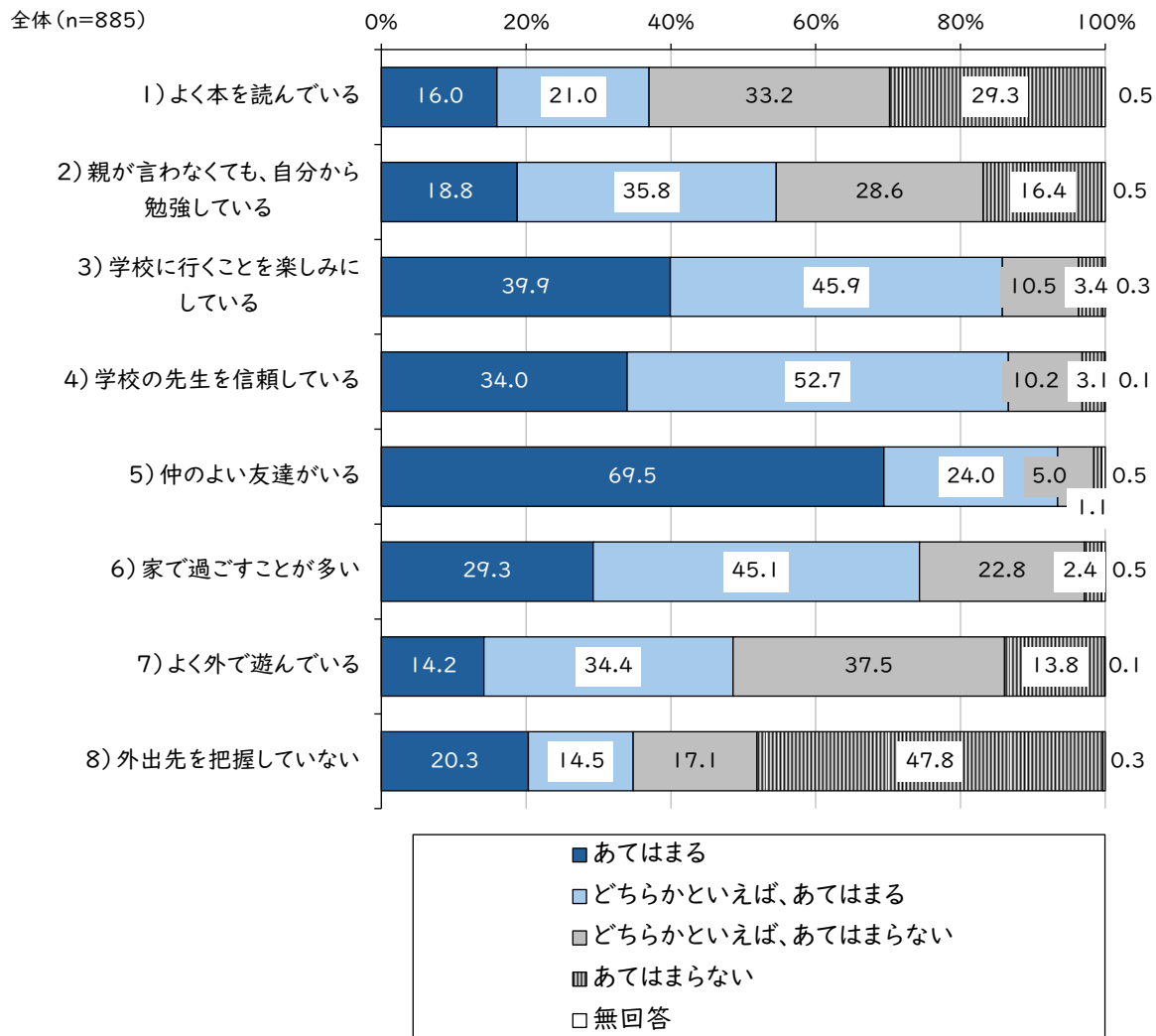
心配ごとや悩みの相談相手については、「相談できる人がいない」が小学6年生、中学2年生で1割を超えていることから、より一層の相談体制の強化が必要であると考えられます。



②保護者調査

・子どもの普段の様子について、次のことはどれくらいあてはまるか

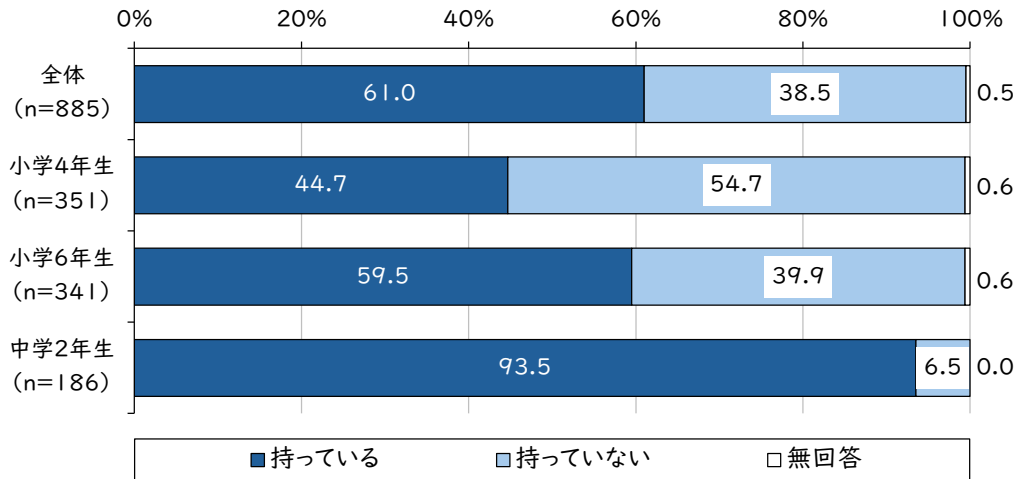
〔1〕よく本を読んでいる〕〔7〕よく外で遊んでいる〕〔8〕外出先を把握していない〕では『あてはまらない』（「あてはまらない」と「どちらかといえば、あてはまらない」の合計）、その他の項目では『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）が高くなっています。また、〔5〕仲のよい友達がいる〕では「あてはまる」が他の項目に比べて高くなっています。



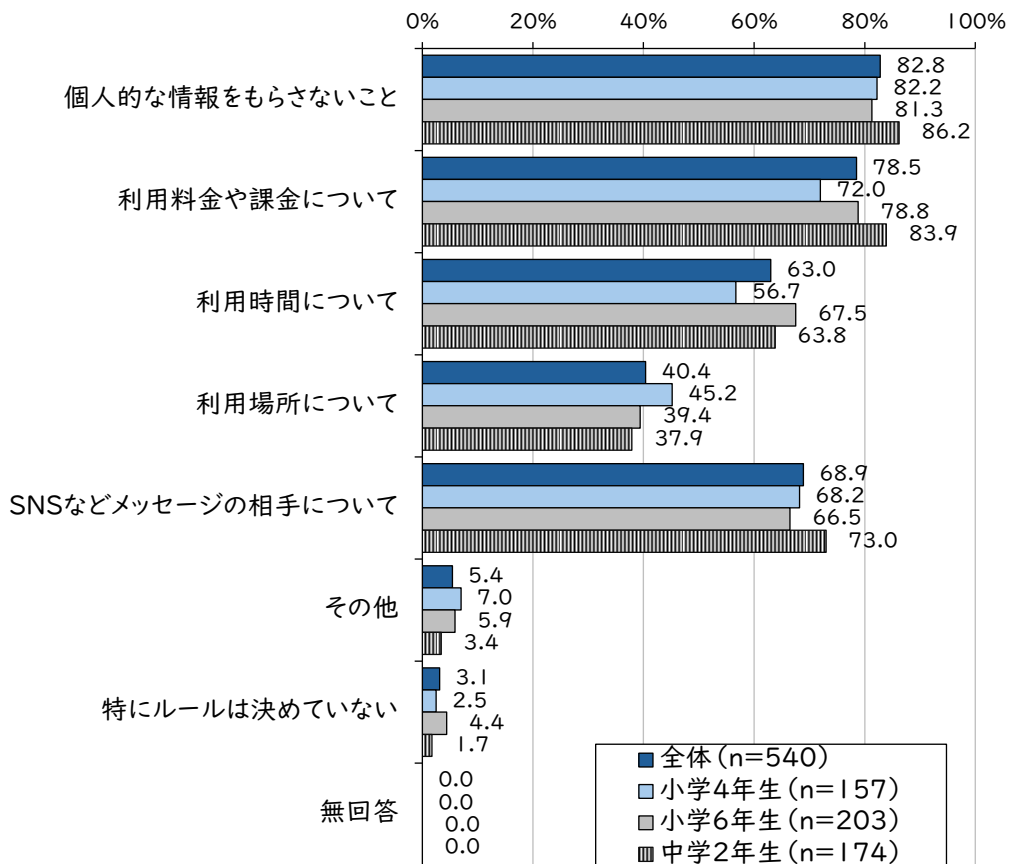
・携帯電話やスマートフォンなどの利用について

携帯電話やスマートフォンの所持については、中学2年生の9割以上が自分だけの端末を所持している状況であり、学年を問わず、ほとんどの家庭において何らかのルールを定めていることがわかります。

■携帯電話やスマートフォンの所持



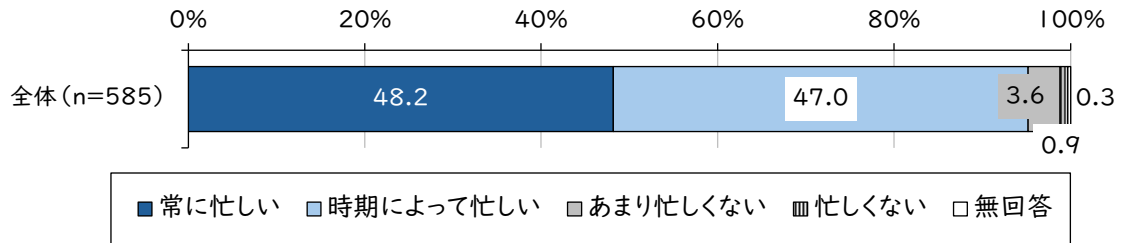
■携帯電話・スマートフォンなどの利用について、子どもとの間でルールを決めているか



③小中学校教職員調査

・自身の職務について、どれくらい忙しいと感じているか

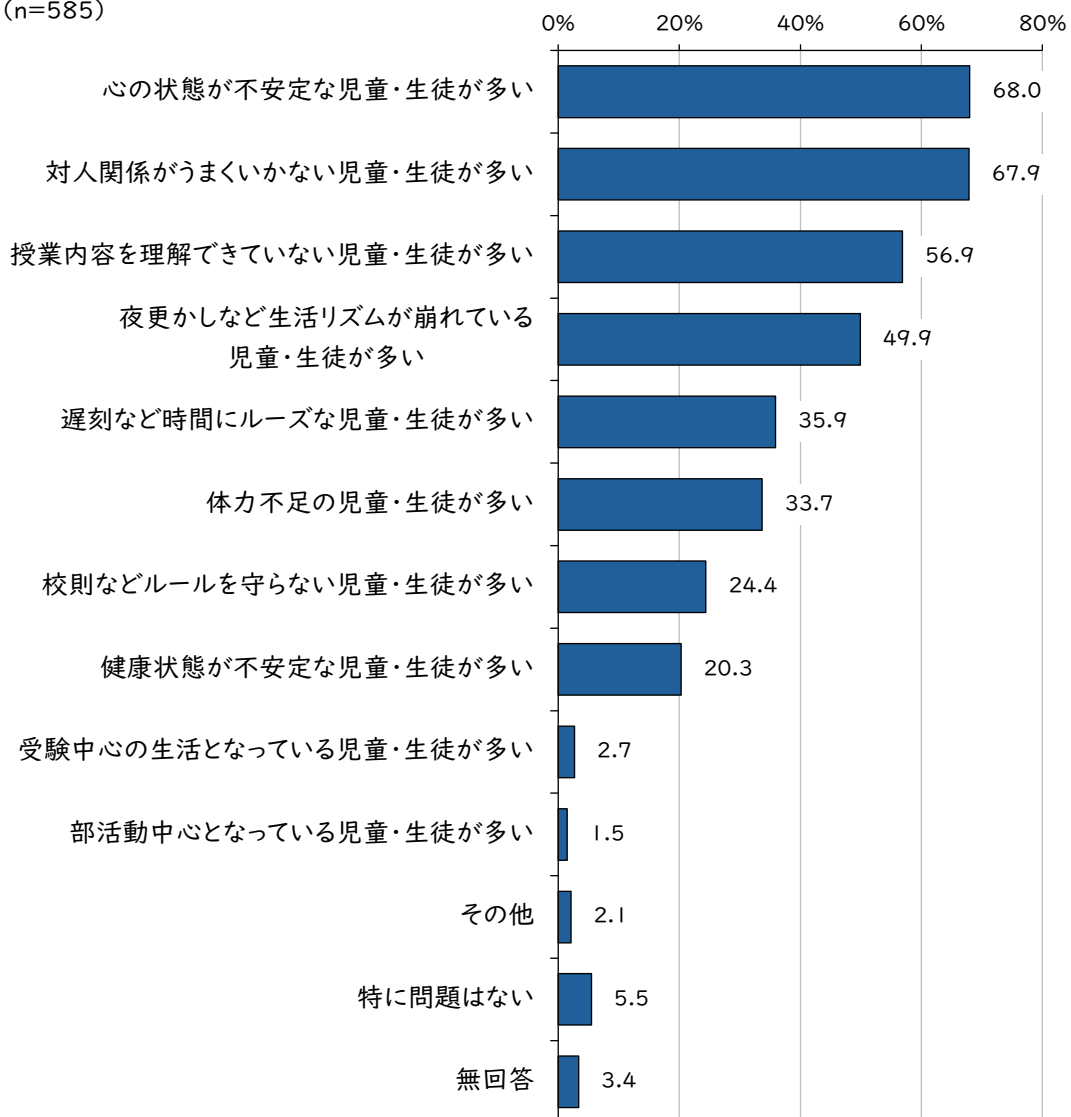
教職員の多忙感については、約95%が「常に忙しい」または「時期によって忙しい」と回答しています。



・学校における児童・生徒の生活に関して問題だと思われる点があるか

「心の状態が不安定な児童・生徒が多い」が68.0%と最も高く、次いで「対人関係がうまくいかない児童・生徒が多い」が67.9%、「授業内容を理解できていない児童・生徒が多い」が56.9%となっています。

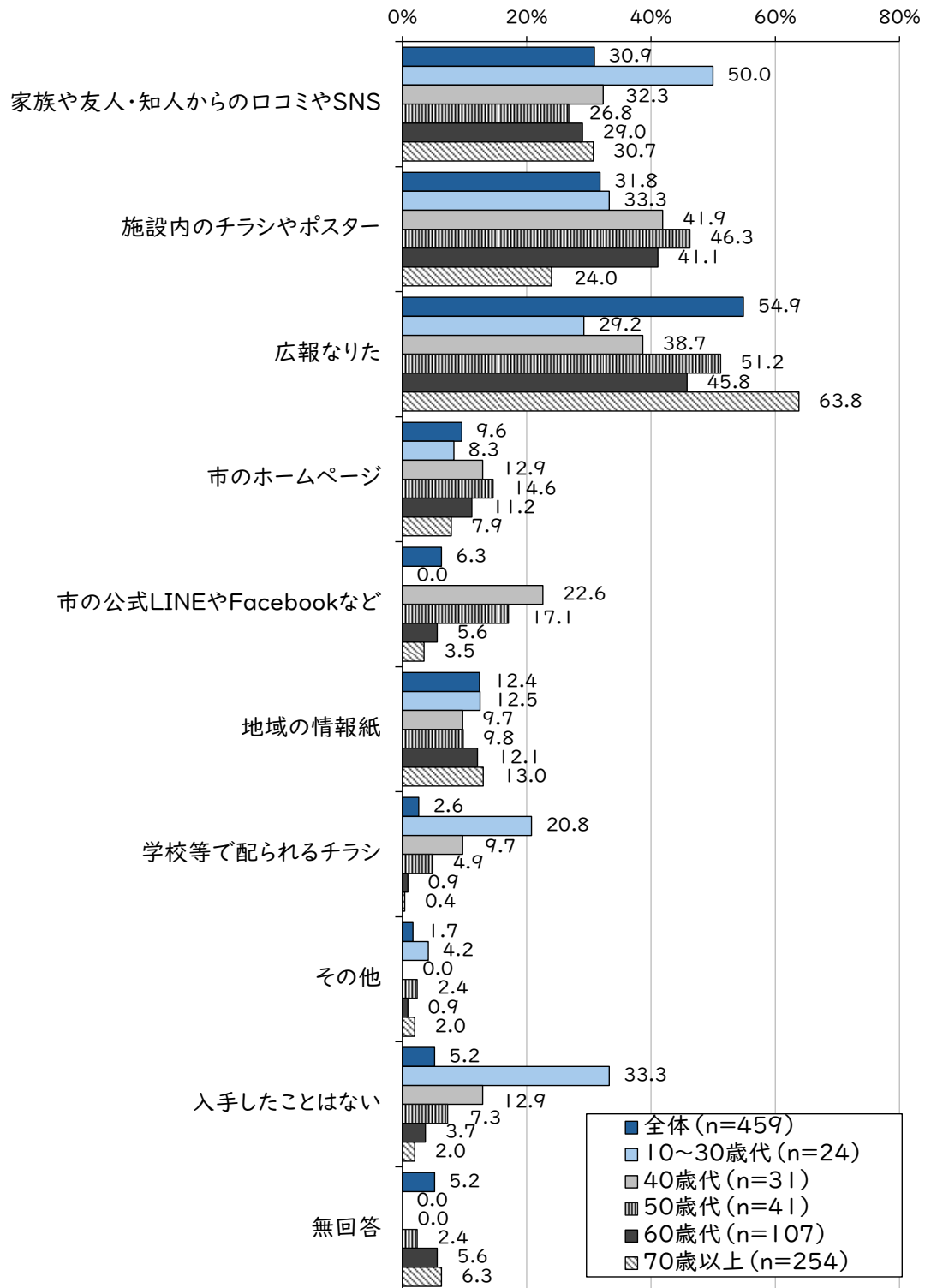
全体 (n=585)



④生涯学習施設利用者調査

・市が主催する講座やイベントの情報をどこで手にいれるか

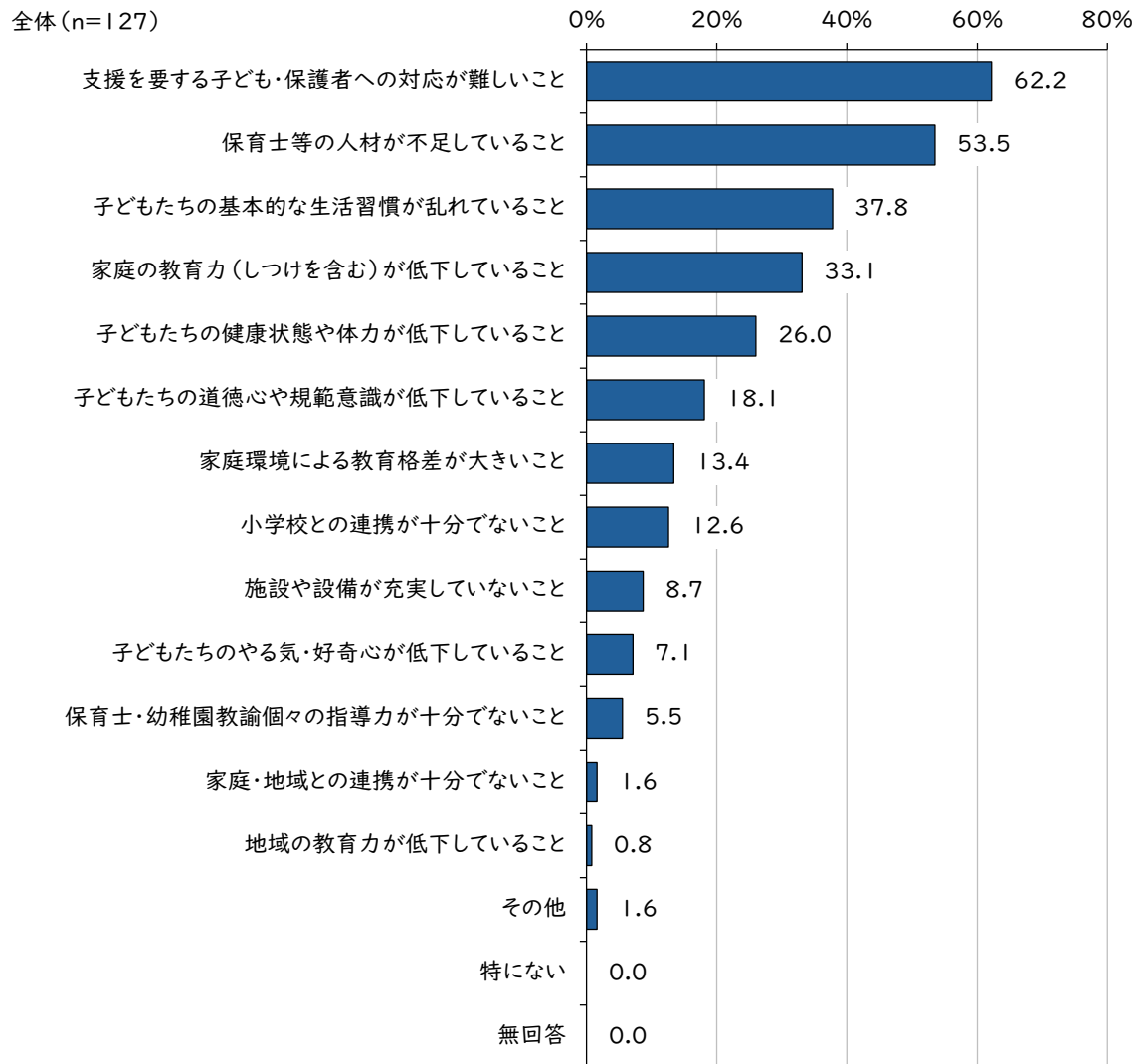
全体としては「広報なりた」が最も多くなっていますが、「市のホームページ」や「市の公式LINEやFacebook など」と答えた割合が少なくなっています。



⑤ 幼稚園・保育園職員調査

・ 就学前教育・保育について、特に課題と感じていること

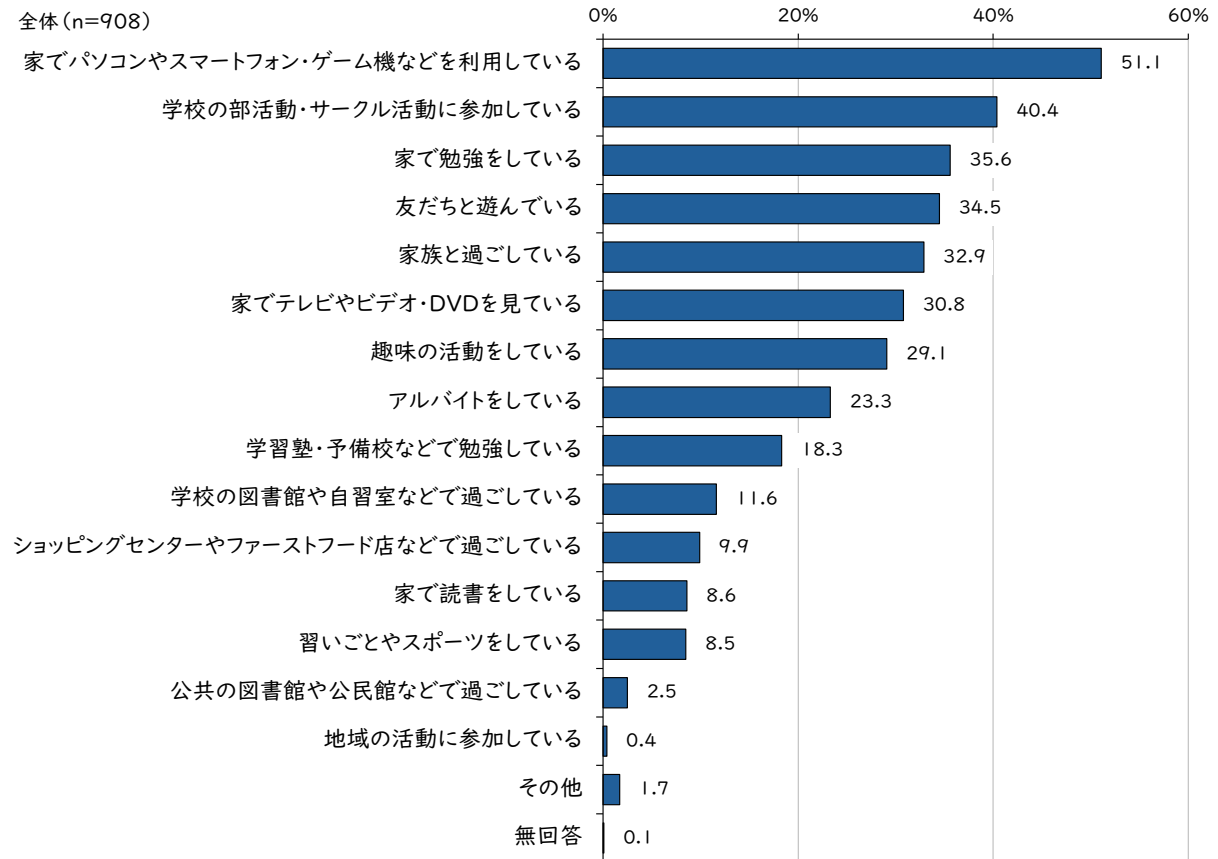
「支援を要する子ども・保護者への対応が難しいこと」が62.2%と最も高く、次いで「保育士等の人材が不足していること」が53.5%、「子どもたちの基本的な生活習慣が乱れていること」が37.8%となっています。



⑥ 高校・大学生調査

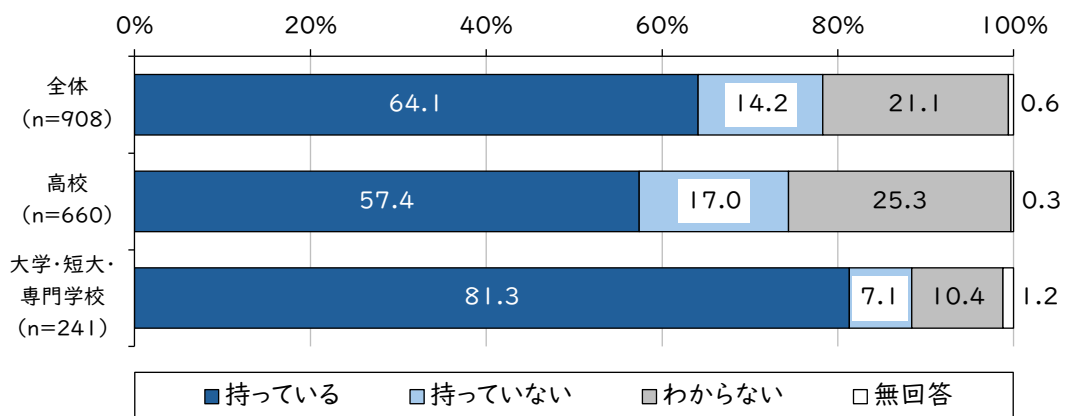
・平日放課後どのように過ごすことが多いか

「家でパソコンやスマートフォン・ゲーム機などを利用している」が51.1%と最も高く、次いで「学校の部活動・サークル活動に参加している」が40.4%、「家で勉強をしている」が35.6%となっています。



・将来の夢や目標を持っているか

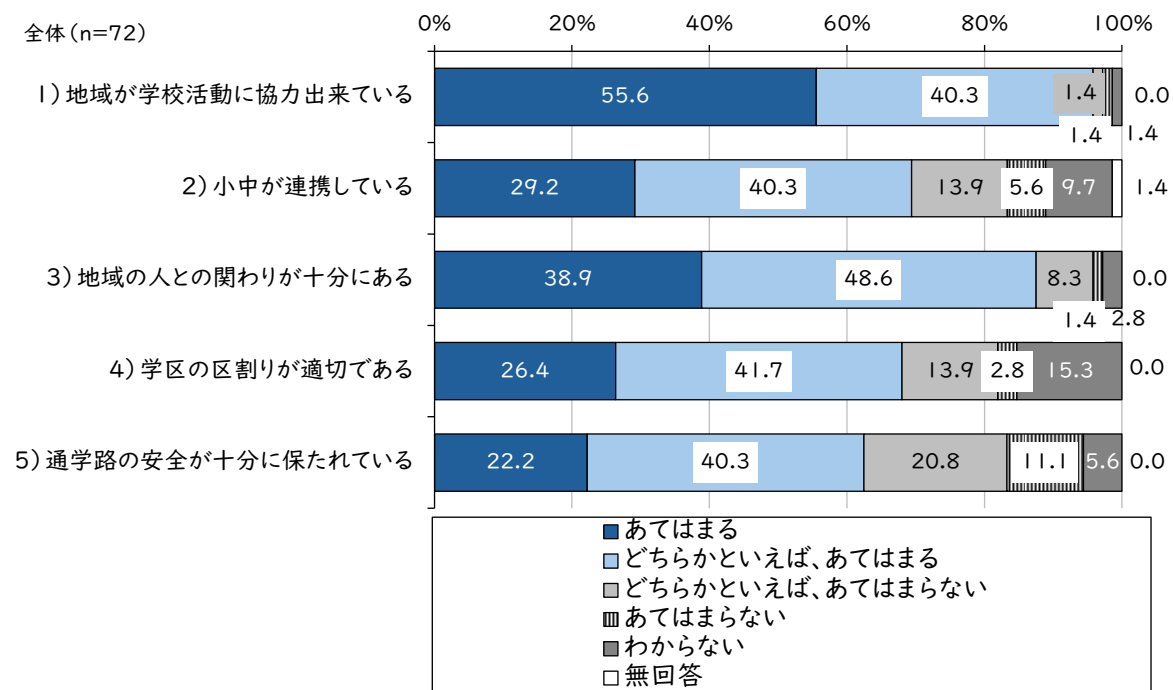
将来の夢や目標については、高校生では5割台、大学・短大・専門学校生では8割以上が「持っている」と回答しています。



⑦学校運営協議会委員調査

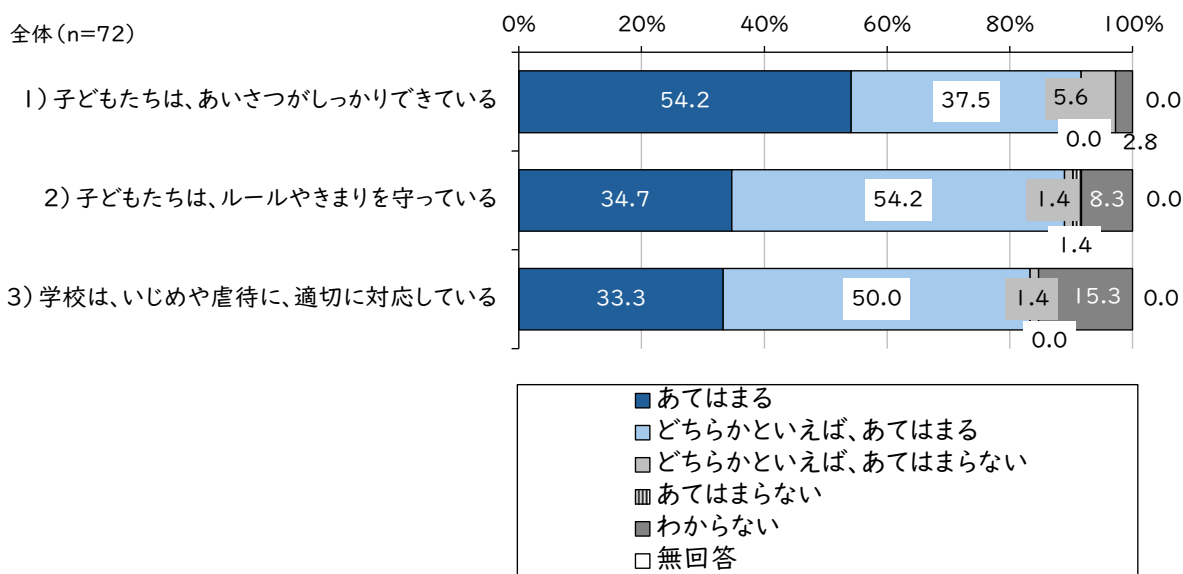
・地域・交流連携について、あてはまること

すべての項目で『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）が高くなっています。また、〔1）地域が学校活動に協力出来ている〕では「あてはまる」が55.6%と、他の項目に比べて高くなっています。



・生活について、あてはまること

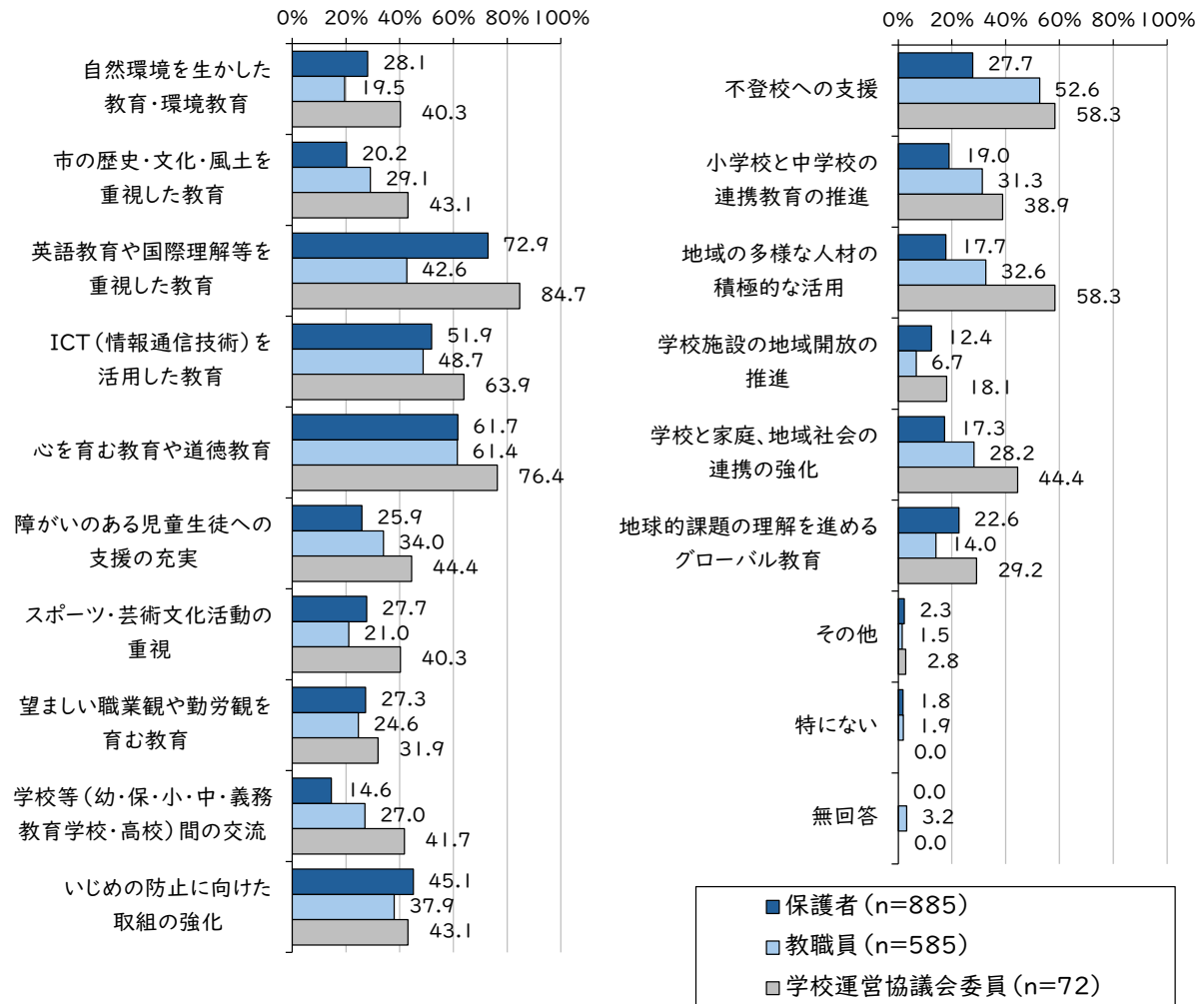
すべての項目で『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）が高くなっています。また、〔1）子どもたちは、あいさつがしっかりできている〕では「あてはまる」が54.2%と、他の項目に比べて高くなっています。



⑧調査間比較

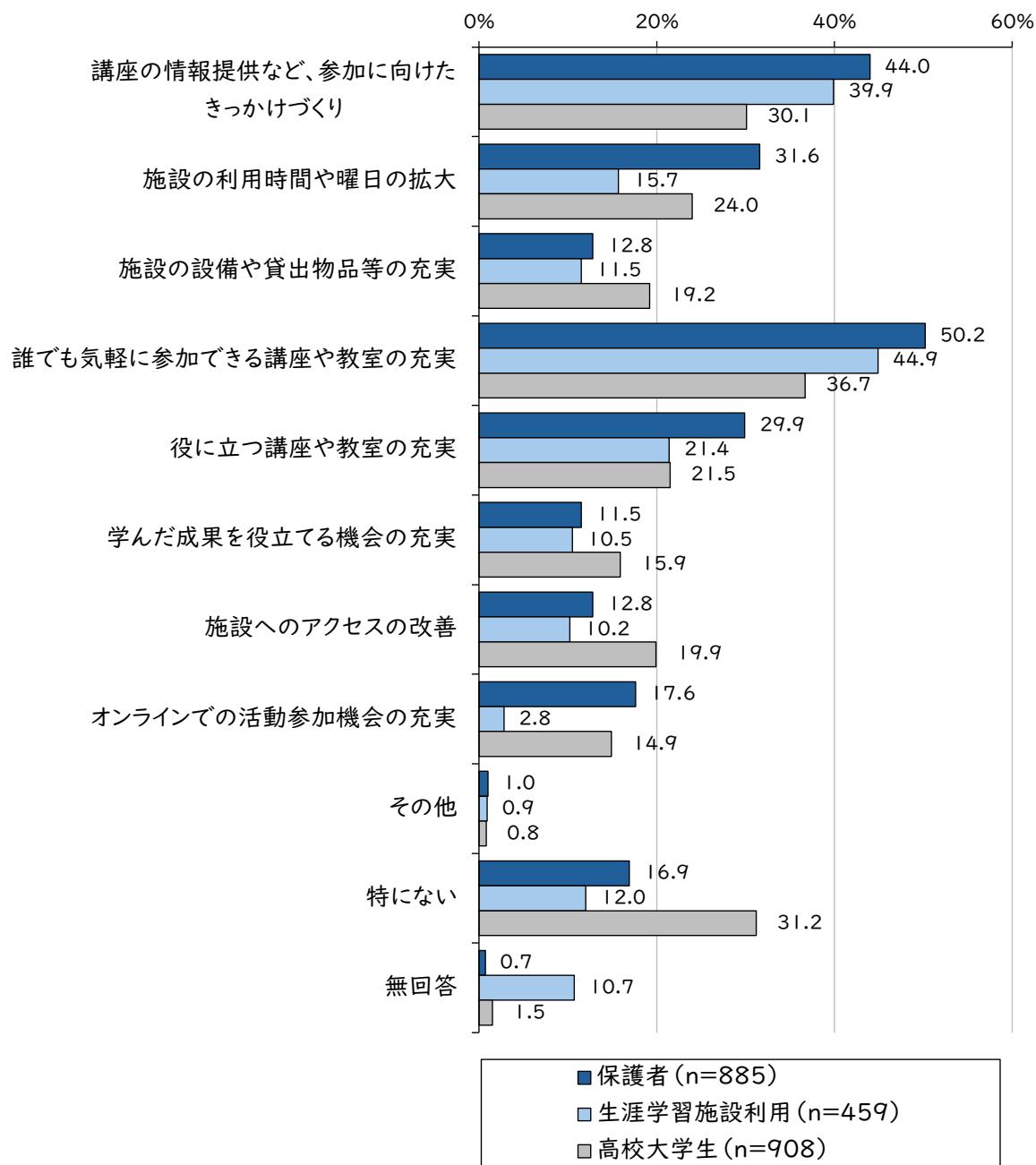
・成田市の学校教育で、今後力を入れていくことが望ましいもの

〔保護者〕〔学校運営協議会委員〕では「英語教育や国際理解等を重視した教育」、〔教職員〕では「心を育む教育や道徳教育」の割合がそれぞれ最も高くなっています。



・今後、市民の生涯学習活動を活性化するために大切だと思うこと

〔保護者〕〔生涯学習施設利用者〕〔高校大学生〕いずれも「誰でも気軽に参加できる講座や教室の充実」の割合が最も高く、次いで「講座の情報提供など、参加に向けたきっかけづくり」となっています。



(4) 成田市の教育・生涯学習における課題まとめ

【学校教育】

基本目標1 社会を生き抜く力を育む

社会状況が急激に移り変わり、将来の予測が困難であることを背景に、子どもたちに基礎的な学力と社会性を身につけさせることが求められています。小中学生アンケートの「授業がどのくらいわかるか」では、「あまりわからない」「ほとんどわからない」が合わせて約1割となっており、全国学力・学習状況調査の結果などを踏まえ、各学校での学力向上や授業力向上に向けた具体的な取組につなげていくことが求められます。

基本目標2 伝統・文化の理解と国際性を育む

国際化が進む中、英語教育や異文化理解の推進が求められています。保護者や学校運営協議会委員のアンケート調査では、「成田市の学校教育で今後どのような点に力を入れていくことが望ましいか」について、「英語教育や国際理解等を重視した教育」の回答が最も多く、市民ニーズの高さがうかがえます。今後も、地域の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、英語教育の充実を図り、国際理解への関心や主体的に学ぶ意欲をさらに高めていくことが求められます。

基本目標3 豊かな心・道徳性・規範意識を育む

教職員アンケート調査では、「心の状態が不安定な児童・生徒が多い」が68.0%、「対人関係がうまくいかない児童・生徒が多い」が67.9%と高く、また、高校・大学生の22.9%が「友だちとうまくつきあえない」と回答しており、子どもたちの心のケアや対人関係能力の育成が求められます。

基本目標4 よりよい学校教育環境づくりを進める

教員一人あたりの児童生徒数は小中学校14人、義務教育学校11人で推移しており、学校施設や教員配置などの教育環境は一定の水準が確保されていますが、教職員の働き方改革*に向けた取組が求められます。

また、施設の老朽化への対応や、ICT環境の整備など、安全・快適で持続可能な教育環境づくりに向けた計画的な整備と維持管理が求められます。

基本目標5 様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する

特別支援学級在籍者数は、令和7(2025)年5月1日現在で、小学校408人(全児童数の約6.7%)、中学校161人(全生徒数の約4.6%)と増加傾向になっており、支援の充実が求められます。

また、不登校の児童生徒は、令和6(2024)年度で、小学校110人(全児童数の約1.7%)、中学校200人(全生徒数の約5.7%)となっており、引き続き、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

基本目標6 社会の変化に対応した教育を推進する

中学2年生においては、携帯電話やスマートフォンを所持する割合が9割を超えており、学校授業における1人1台端末の利活用などと合わせて、急速に進展するデジタル社会に対応した教育が求められます。

【生涯学習】

基本施策(1) 学びのきっかけとなる機会の提供

生涯学習は「生きがい」や「健康維持」を目的とした活動が多く挙げられ、活動の充実は個人のQOL*向上につながっています。

市民の学びを促進するための取組は一定の成果を挙げているものの、施設利用に関してアンケート調査では「手続きの簡略化」や「予約のオンライン化」といった要望が出されており、利便性の向上に向けた取組が求められます。

基本施策(2) 学校・家庭・地域が連携した体制の構築

保護者アンケート調査では、子どもの教育に関して「日常的に悩みを抱えている」が19.1%となっています。また、幼稚園・保育園職員アンケート調査では、「子どもたちの基本的な生活習慣が乱れていること」「家庭の教育力(しつけを含む)が低下していること」などが課題の上位に挙げられていることから、学校・家庭・地域が連携した、子どもの育成と保護者支援が重要となっています。

一方で、学校運営協議会委員の9割超が「地域が学校活動に協力出来ている」と回答しており、地域の教育力の一層の活用が求められます。

基本施策(3) 様々な体験活動の充実

生涯学習施設利用者が活動を始めたきっかけとして、「生きがいや楽しみのため」と回答した割合が51.4%と最も高く、学びが個人の生活を豊かにする手段として機能していることがうかがえます。

一方で、多様な世代が関われる講座等の充実のため、地域資源や人材を生かした新たな体験機会の創出が求められます。

基本施策(4) 学んだことを生かせる機会の充実

生涯学習施設利用者の約6割が、身につけた知識・技能や経験が「自分の人生を豊かにしている」とする一方、「地域や社会での活動に生かしている」という回答は2割未満であり、学習成果の地域社会での活用や還元が不足していることがうかがえます。

また、高校・大学生の多くが生涯学習やボランティアに関心を示しており、世代を超えた学びの機会づくりが求められます。

第4章 成田市が目指すこれからの教育・生涯学習の姿

本市の教育振興に関して基本となる方向性を示すものとして、これまで別に定めていた教育大綱と教育振興基本計画を共に定めることとしました。

また、本計画の基本理念・基本方向・基本目標についても、本市の教育行政を推進するための基本指針として、教育大綱と同一の内容としました。

1. 計画の基本理念

**未来へつなぐ 誰もが自分らしく
共に学び 共に活躍できるまち 成田**

2. 計画の基本方向・基本目標・施策体系

上記基本理念の実現に向けて、本市の学校教育と生涯学習を一体的に推進するにあたって、3つの基本方向を定めるとともに、8つの基本目標に沿って、施策・事業・取組を推進します。



本計画のスローガンを、本市の小学生1,006名、中学生1,302名の皆さんに投票していただきました。その結果、次のとおり、こどもスローガンを決定しました。

「自分らしく あなたらしく ともに羽ばたこう 未来へ」

本市は、小中学生の皆さんの気持ちを大切にしながら、本計画を推進します。

基本理念	基本方向	基本目標	基本施策		
共に学びつなぐ 共に活躍できるまちしく 成田	基本方向1 未来を切り拓く「人」を育む教育の推進	1- (1) 多様な個性・能力を伸ばし一人ひとりが活躍できる教育を推進する	1. 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり 2. 学習指導の充実(基礎学力の習得・充実) 3. 子どもの健康・体力づくりの推進 4. 幼児教育の充実 5. キャリア教育の充実		
		1- (2) 伝統・文化の理解と国際性を育む	1. 郷土と伝統・文化についての教育の推進 2. 国際性を育む教育の推進		
		1- (3) 豊かな心・道徳性・規範意識を育む	1. 心の教育・道徳教育の充実 2. 人権教育の推進 3. 感性を育む教育の充実		
		基本方向2 社会の変化に対応した教育環境の形成と学びの支援	2- (1) よりよい教育環境づくりを進める	1. 教職員の資質の向上 2. 教職員の働き方改革の推進 3. 教育環境の整備・改善 4. 学校安全対策の推進 5. 教育施設の整備・活用 6. 地域ぐるみで子どもを育む体制づくりの推進	
			2- (2) 多様な教育ニーズに合わせた支援を充実する	1. 学びのセーフティネットの構築 2. 特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実 3. いじめ・不登校などへの対応の充実	
			2- (3) 未来を見据えたICT教育を推進する	1. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 2. 情報リテラシー・情報モラル教育の推進	
			基本方向3 誰もが自分らしく心豊かな人生を実現するための生涯学習の推進	3- (1) 生涯にわたり学ぶことのできる学習環境を構築する	1. 誰もが学ぶことができる学習環境の充実 2. 学校・家庭・地域が連携した体制の構築
				3- (2) 誰もが学び、活躍できる機会を充実する	1. 多様な学び・スポーツ・体験活動の機会の充実 2. 学習の成果を生かし、活躍できる機会の充実

第5章 施策の展開

基本方向 1 未来を切り拓く「人」を育む教育の推進

1 – (1) 多様な個性・能力を伸ばし一人ひとりが活躍できる教育を推進する

現代社会は、情報化や国際化の進展など、急速な変化の中、将来予測が困難で先の見通せない時代となっています。そうした中、基礎学力の定着に加え、自ら課題を見つけ、解決に向けて主体的に取り組む姿勢や、多様な個性・能力を伸ばす教育がこれまで以上に求められています。

本市では、児童生徒数は減少傾向にある一方、特別支援学級在籍者や外国人児童生徒、不登校児童生徒数は増加傾向となっています。また、幼児教育では、幼稚園・保育園に勤務する職員を対象としたアンケート調査において「支援を要する子ども・保護者への対応が難しい」と回答した割合が高いなど、きめ細かい対応・支援の充実に向けた取組・人材の育成が課題となっています。

今後は、これまでの取組を継続しながら、授業改善に向けて教員研修の充実や各教員への支援の充実を図ります。また、健康・体力づくりに向けて、地域スポーツの充実や食育を推進するとともに、幼児教育においては、家庭への支援や幼保小の顔の見える交流を通じて、円滑な接続を目指します。さらには、地域・企業・大学との連携を強化し、探究活動や職業体験の機会を充実させることで、個別最適な学びと多様性を尊重し、一人ひとりが活躍できる教育環境の整備を図ります。

1. 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

今日の教育現場は、子どもたちを取り巻く状況の多様化に応じた、柔軟な学習環境づくりが求められています。

本市では、これまでも、各学校において地域の特色を生かした学校づくりを進め、学力の向上とともに、豊かな人間性を培うため、教育課程の編成に創意工夫を凝らしてきました。

小中学生へのアンケート調査では、学校生活は楽しいかの問いに対し「とても楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した割合が9割を超えており、多くの児童生徒が豊かな学校生活を送っている状況がうかがえます。

今後も引き続き、子どもたちの豊かな学びを支える土台づくりとして、各学校における特色ある学校づくりの充実と円滑な学校運営に向けた取組が求められます。

● 今後の方向性

- ・地域の特性や学校の強みを生かした特色ある学びを通じて、一人ひとりの個性を伸ばし、主体的な学びを促進します。
- ・豊かな学びを支えるため、学校運営の改善や教育課題への対応力の向上を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①特認校*支援事業	・恵まれた自然環境や少人数ならではのきめ細かな指導、地域の特性を生かした活動や STEAM 教育*などにより、特色ある教育づくりを進めていきます。
②特色ある学校づくりの推進	・キャリア教育や地域の方との交流を通じ、将来への希望を高めるための取組を推進するとともに、主体的に学ぶ活動や自己実現*を支援する活動を継続して実施します。
③円滑な学校運営に向けた取組	・教育委員会会議の円滑な運営に努めます。 ・校長会、教頭会において、研修や視察などにより、管理職としての資質の向上に努めます。

関連事業

- ・基本方向 2－基本目標 1 学校運営協議会推進事業（62 ページ）
- ・基本方向 2－基本目標 1 学校支援地域本部事業（62 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
外部講師による研修等を実施した校数	校	28	28	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)



海外からの旅行者と英語でコミュニケーションを図る参道活動

2. 学習指導の充実（基礎学力の習得・充実）

個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要です。

本市では、学校サポート教員*や健康推進教員*を配置し、個性を生かす教育やきめ細かな学習支援を推進しています。

小中学生へのアンケート調査では、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思うか」の問いに対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が9割弱となっており、児童生徒の個性を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた教育が進められていることがうかがえます。

今後も、引き続き、きめ細かな教育を行う体制を整備するとともに、生涯にわたって学び続ける姿勢を育み、成田の未来をつくる人材育成に向けた教育を推進していくことが求められます。

● 今後の方向性

- ・児童生徒一人ひとりのニーズや個性に応じた教育をより一層充実します。
- ・児童生徒の基礎学力の定着のため、学力向上や教員の授業力向上に向けた取組を推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①個性を生かす教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・教員免許状を有する学校サポート教員を小中学校に配置し、習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導や本務教員とのティーム・ティーチング*を実施し、基礎基本の定着や発展的、補充的な学習を推進します。 ・児童生徒数の多い学校に養護教諭の免許状を有する健康推進教員を配置し、心身の両面からの支援に取り組みます。
②小規模学校*支援教員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級が2学級以上生じる学校に、小規模学校支援教員を配置し、各学年に応じたきめ細かな学習を推進するとともに、小規模学校の学校運営の円滑化が図られるよう支援します。
③確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。 ・学力調査を通して、市や各学校の実態を捉え、児童生徒の学力向上や教員の授業力向上を図ります。

関連事業

- ・基本方向2－基本目標1 教育センター*運営事業（54ページ）
- ・基本方向2－基本目標1 デジタル社会に対応したICTを活用した指導能力の向上（54ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
学力向上に向けた研修会の実施回数	回	6	6	6	6	6
学校の授業が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童の割合(小学校)	%	—	89.8	90	90	90
学校の授業が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した生徒の割合(中学校)	%	—	87.7	90	90	90

3. 子どもの健康・体力づくりの推進

近年、全国的な子どもの基礎体力の低下や情報機器に接する機会の拡大などによる生活習慣の乱れなどが取り上げられています。

本市では、これまでも、健康教育、学校体育、食育、課外活動の支援など様々な取組を推進しています。

保護者へのアンケート調査では、「子どもにどのような人になってもらいたいか」の問いに対し、「健康で丈夫な人」が最も多い回答となっており、引き続き、子どもを取り巻く環境や子どもたちの意向を踏まえながら、健康・体力づくりに向けた取組が求められます。

● 今後の方向性

- ・児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育成するとともに、自ら考え実践できる体育の授業改善に取り組みます。
- ・児童生徒の適切な生活習慣の定着に向け、学校・家庭・地域が一体となって様々な健康課題に対応します。
- ・学校給食及び食物アレルギー等の対応に係る保護者負担の軽減を図ります。
- ・学校給食施設について、親子方式での整備を進め、アレルギー除去食*の提供体制を強化するとともに、地産地消*の推進や食育の授業など学校教育を通じた「食」に関する取組を推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①部活動の地域展開*	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の関係者と連携し、持続可能な活動機会を確保します。 ・教職員の負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保します。
②学校体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が将来にわたって運動に親しむための資質や能力を育むため、体育の授業の充実や教員の指導力向上を図ります。 ・水泳授業について、プールの老朽化に伴う対応として、学校外施設を活用するとともに、児童生徒の健康・体力の増進に努めます。
③健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が規則正しい生活習慣の大切さや自身の生活習慣の問題点に気付くよう、リーフレットやチェックシートなどを活用した教育活動に取り組みます。 ・生活習慣病*や薬物乱用、心の健康教育などの学習を通じて、複雑化、多様化する児童生徒の健康課題への理解を促進します。 ・児童生徒が健康的な生活習慣を身につけられるよう、養護教諭の知識や指導力向上のための研修会を開催します。
④食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育むため、給食時間等の指導のほか、食に関する授業の充実を図ります。 ・学校給食に使用する食材について、地元産の農産物を多く取り入れ、地産地消を推進するとともに、成田市産の有機農産物の使用を推進します。
⑤食物アレルギー対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備する給食施設には、アレルギー対応の特別調理室を整備するとともに、保護者のニーズを把握し、栄養教諭等と協議しながら、アレルギー除去食の提供体制を強化します。
⑥学校給食施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設整備実施計画に基づき、老朽化が進む学校給食センター一本所を移転再整備するとともに、下総みどり学園に、新たな親子方式の共同調理場を整備します。

関連事業

- ・基本方向 2ー基本目標 1 家庭教育学級開催事業 (62 ページ)
- ・基本方向 3ー基本目標 2 スポーツ団体育成事業 (77 ページ)



学校給食施設の整備を順次行っています

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
学校水泳指導委託校数	校	4	5	7	8	8
学校給食の使用野菜のうち有機野菜が占める割合(重量ベース)	%	2.3	3.5	4.7	5.3	7.0
アレルギー除去食を提供する調理場数	施設	2	2	6	6	9
学校給食施設整備実施計画に基づく学校給食施設の整備数	施設	5	5	6	7	9

4. 幼児教育の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

本市では、自然豊かな環境に恵まれた公立幼稚園1園を運営するとともに、幼児教育振興のため私立幼稚園の運営を支援しています。

今後も引き続き、質の高い幼児教育を提供するため、幼児教育のニーズを踏まえ、幼稚園教諭の配置など公立幼稚園の管理運営の充実を図るとともに、幼保小の連携したカリキュラムを実施するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組が求められます。

● 今後の方向性

- ・ 質の高い幼児教育を提供するため、公立幼稚園の管理運営の充実を図ります。
- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、幼保小が連携した交流事業やカリキュラムを実施します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①幼児教育の充実	・公立幼稚園について、計画的な職員研修の実施などにより、園児へのきめ細かで質の高い幼児教育の提供に努めるとともに、私立幼稚園に対し、幼児教育の環境整備及びその振興に寄与するため、引き続き補助を行い、運営を支援します。
②就学前教育からの円滑な接続	・大栄幼稚園と大栄みらい学園との交流事業やスタートカリキュラムを実施するなど、幼小が連携し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
③幼児教育・保育の無償化の実施	・幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの園児の利用料の無償化を実施するなど、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図ります。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
情報交換会の実施回数(幼小連携)	回	2	2	4	4	4

5. キャリア教育の充実

少子高齢化や国際化の進展など社会の変化が激しい中、一人ひとりが主体的に進路や職業を選択できるよう、各学校における職場体験学習やキャリア教育などの取組が求められています。

本市では、これまで、職業観を育むためのキャリア教育として、各学校において、外部人材の活用による職業人講話や職場体験学習などの取組を行ってきました。

小中学生のアンケート調査では、「進路や進学に対すること」「夢や目標のこと」に関して不安に思っている割合が高く、キャリア教育のより一層の充実が求められます。

● 今後の方向性

- ・児童生徒が主体的で自分らしい生き方の実現に向けたキャリア教育の推進を図ります。
- ・地域や地域団体、企業等と連携した取組を推進し、多様な職場体験の機会の充実を図り、職業観や勤労観の育成を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①キャリア教育の充実	・児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育て、主体的に進路や職業を選択し、自分らしい生き方を実現できるよう、キャリア教育の充実に努めます。
②職場体験学習の実施	・地域団体や企業との連携を通して、リアルな仕事や社会の課題に触れる機会を充実します。 ・オンライン体験やテーマ別体験など、多様な職場体験の機会の充実に努めます。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
児童生徒が夢や目標をもっているかについて「もっている」の割合	%	—	66.8	増加		
職業人講話や職場体験学習などの機会設定をした学校数	校	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)



成田空港見学の様子

1 – (2) 伝統・文化の理解と国際性を育む

世界規模で交流が活発になる中、教育においても、地域に根差した学びと国際性の育成が一層重要となっています。

本市は、世界有数の国際空港を有しており、国内外からの観光客も多く、公民館・図書館を活用した学習だけでなく、地域での体験活動や交流活動などが活発に行われ、伝統文化の理解と国際性を育む良好な環境が整っています。そのため、保護者や地域からも、英語教育や、多文化理解につながる国際理解教育への期待が高まっています。

他方、本市居住者の国籍の多様化が進み、外国人児童生徒も増加傾向となっていることから、言語に応じたきめ細かな支援と、支援人材の確保も課題となっています。

今後は、郷土学習や文化体験を通じて地域への誇りや愛着を育むとともに、英語教育や国際交流の推進を図り、伝統・文化への理解と国際性の双方を身につけた人材の育成に取り組みます。

また、公民館・図書館・文化財保存展示施設等の生涯学習施設や地域の多様な主体と連携し、市民が地域文化や外国の文化について学び、交流する機会の充実を図ります。

1. 郷土と伝統・文化についての教育の推進

本市には、文化庁が「日本遺産*」として認定する、成田山新勝寺や門前の町並み、宗吾霊堂、成田祇園祭のほか、龍正院、大慈恩寺などの歴史的資源が多く存在しています。

引き続き、子どもたちが本市特有の資源やデジタル副読本*「わたしたちの成田市」などを活用し、地域の伝統や文化、自然に触れる学びを通して、自分の生まれ育った地域への愛着を持ち、ふるさとを大切に思う心を育てる教育の推進が求められています。また、郷土の歴史や伝統文化を継承・発展させるための教育も重要です。

● 今後の方向性

- ・社会科の地域教材やデジタル副読本「わたしたちの成田市」を活用し、伝統や文化を尊重し、地域の課題解決に主体的に取り組む力を養います。
- ・文化財の保存・展示や体験教室を実施し、歴史への関心を深めるとともに、市史編さん事業等を通じて、地域の歴史と文化を継承します。



成田山新勝寺

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①副読本整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科の地域教材などを通じて、伝統や文化を尊重し、地域の課題解決に主体的に取り組み、地域を支え、新たな価値を創造する人材を育成します。 ・地域社会の一員である自覚や地域社会に対する誇りと愛情が培われるよう、令和5(2023)年度より電子化した社会科の副読本である「わたしたちの成田市」の活用を推進します。
②文化財保存展示施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4(2022)年に開館した滑河文化財保存展示施設において、歴史や文化を学ぶ機会を充実させるため、新たな資料の展示や小学生を対象とした考古学体験教室などを実施します。
③市史編さん事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館において、市域に関する歴史的資料の収集・保存・活用に努め、これらを共有の財産として後世に継承していくため、引き続き「成田市史研究」の刊行、本市に関する展示及び「市史講座」を実施します。

関連事業

- ・基本方向1-基本目標1 食育の推進 (40 ページ)
- ・基本方向3-基本目標1 歴史や文化に親しむ環境づくり (73 ページ)
- ・基本方向3-基本目標2 公民館講座教室等開催事業 (77 ページ)

● 指標

項目	単位	実績値			目標値	
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
社会科副読本編集委員会の開催回数	回	7	7	7	7	7
考古学体験教室の開催回数	回	2	2	2	2	2

2. 国際性を育む教育の推進

世界有数の国際空港を有する本市では、全小中義務教育学校において独自の英語教育課程を実施するとともに、小学校1年生から日本人教員とALTによる授業を行うなど、英語教育について、全国でも先進的に取り組んできました。

保護者へのアンケート調査では、成田市の学校教育で今後どのような点に力を入れていくことが望ましいかの問いに対して「英語教育や国際理解等を重視した教育」と回答した割合が最も高く、本市の英語教育への期待の高さがわかります。

引き続き、市独自で実施している英語科アンケート調査や効果測定、成田市学力調査等で英語教育の成果を把握するとともに、様々な教育活動を通して、国際教育・英語教育の一層の充実が求められます。

● 今後の方向性

- ・国際空港都市として、引き続き国際性を育む教育を推進します。
- ・児童生徒の英語力・学ぶ意欲を向上させるとともに、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①英語科研究推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程特例校*として、ALTの全校配置やALTとのチーム・ティーチングによる指導など英語教育を充実し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。 ・空港や参道での国際交流活動や、学校に外国人ゲストを迎え行う国際交流活動を推進するための支援を行います。 ・授業の質の向上、児童生徒の英語力・学ぶ意欲の向上を図るため、教員の英語力や専門性の強化を目指す研修を充実します。
②国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成田国際空港を擁し、多くの外国人が居住する国際空港都市として、成田市国際交流協会と協力しながら市民を中心とした国際交流を推進します。 ・中学生のホームステイなど友好・姉妹都市との交流を継続するとともに、日本人住民と外国人住民が互いの文化を尊重し、共に暮らせる多文化共生社会を実現するため、交流イベントなどを実施します。

関連事業

- ・基本方向3－基本目標1 生涯大学校管理運営事業（73ページ）
- ・基本方向3－基本目標2 成田社会人大学運営事業（77ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
小中学校英語アンケートで「英語の学習が好き」と答えた児童生徒数/全児童生徒数	%	80.9	81.2	88.0	88.0	88.0
小中学校英語アンケートで「将来積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたい」と思うと答えた児童生徒数/全児童生徒数	%	53.3	53.9	60.0	60.0	60.0
成人式での英語に関するアンケートで「外国人に話しかけられたら応えてあげる」と答えた新成人の割合	%	84.0	78.0	92.0	92.0	92.0
外国人交流イベントへの参加者数	人	941	1,014	1,280	1,460	1,900



ALTとのチーム・ティーチング

1 - (3) 豊かな心・道徳性・規範意識を育む

OECD（経済協力開発機構）*の「学びの羅針盤 2030*」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされています。我が国においても、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが必要と考えられています。

本市では、教職員に向けた研修会などを通じて、最新の道徳教育の理解を深めるとともに、医療機関との連携により、命の大切さを実感できる学習を推進するなど、心の教育・道徳教育の充実に向けて取り組んでいます。

一方で、心の状態が不安定であったり、規範意識や人との関わり方に課題のある児童生徒も少なくありません。

今後は、道徳授業の対話的学習や読書活動、体験活動などを通じて、子どもたちが自己を大切に思う心を育むとともに、他者とよりよく関わりながら生きていくための思いやりの気持ちや他人の立場を理解・尊重する力を育むことで、よりよい社会を築く基盤となる資質の育成に取り組みます。

1. 心の教育・道徳教育の充実

自己肯定感*・自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的、一体的に育み、日本社会に根差した調和と協調に基づくウェルビーイングについて、教育を通じて向上させていくことが求められています。

また、保護者や教職員へのアンケート調査では、心を育む教育や道徳教育の推進を求める声も多く、引き続き、道徳の授業や共生社会に係る取組などを通して、子どもたちが他者を思いやる心など「豊かな心」を育むことが求められます。

● 今後の方向性

- ・子どもたち一人ひとりが、それぞれ幸せや生きがいを感じ、他者との協調や自己肯定感を育むことのできるよう道徳教育の向上を図ります。
- ・主権者教育*、平和啓発、共生社会の推進を通して、主体的に社会課題について考える力や他者への理解を深める教育を推進します。



いのちの授業*の様子

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①道徳の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、自らを律しつつ他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」を学校教育活動全体を通じて育みます。 ・道徳教育推進教師研修会や中学校における「いのちの授業」などの取組を通して、最新の道徳教育について、地域とも連携し、理解を深める機会の充実を図ります。
②主権者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の中で自立し、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育成するため、主権者教育におけるリーフレットや特設サイトの周知を行うとともに、選挙や政治を身近なものとして感じることでできる取組を充実します。
③共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、パラスポーツ*の体験や福祉体験など、障がいのある人や高齢者等を含めた他者理解のきっかけとなる学習を通し、互いに協力し合い、助け合い、相手を考えて行動しようとする心を育てます。 ・毎年8月18日から8月24日までの1週間を「共生社会ウィーク」と位置づけ、パラスポーツに関するパネル展示などを行い、スポーツを通じた共生社会の実現に向け、市民の意識醸成を図ります。
④平和啓発に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平和の尊さを次世代に伝えるため、被爆地 広島・長崎に市民が手作りした千羽鶴を届ける「折り鶴平和プロジェクト」や、中学生折り鶴平和使節団の派遣を継続して実施するとともに、戦争や平和に関する展示を行うなど、平和啓発に取り組みます。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
道徳教育推進教師研修会の実施回数	回	1	1	1	1	1
児童生徒が自ら考え、自己の生き方について考えさせる授業を展開している教員の割合(2・3年目の教員対象)	%	—	—	80	90	90

2. 人権教育の推進

今日、多様な価値観や背景を持つ人々が共に暮らす中、いじめやインターネット上での誹謗中傷など、新たな人権課題も顕在化しており、人権尊重の理念の定着が一層重要となっています。

本市では、「命を大切にするキャンペーン*」や人権週間を通じて、児童生徒が命や人権の尊さを学ぶ機会を設けています。また、人権擁護委員と協力した人権教室の開催や、教職員への人権教育研修により、差別を許さない姿勢や今日的課題への理解を深めるとともに、中学生議会など、子どもの意見表明と社会参画の場を整えています。

さらには、令和7(2025)年3月に「成田市こども計画」を策定し、こどもの権利の尊重や意見表明に係る取組を推進しており、教育分野の事業や取組の実施にあたっては、相互に連携することが求められています。

● 今後の方向性

- ・教育活動全体を通して、子どもたちの自己肯定感を高め、多様性を認め、人を思いやる心や命を大切にすることを育む人権教育の充実を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①人権尊重教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にするキャンペーン」の実施や命や人権について考える人権週間の設定などに加え、各校で学習内容を選び標語を作るなど学校独自の取組を通して、児童生徒の人権感覚の高揚を図ります。 ・学校と地域が連携した取組として、児童生徒が人権の内容や大切さを理解できるよう、人権擁護委員と協力し、人権教室を開催します。 ・子どもたちが本来持っている権利を守りながら、その実態や問題を正しく理解し、適切な支援や相談体制を整えます。
②教職員の人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人権教育について、人権感覚を磨き、時代に沿った人権課題についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るとともに、不合理な差別を許さない教育を推進します。
③こどもの意見表明・社会参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者の意見を市の施策などに反映することを目的とした成田市こども未来政策委員会の取組や、中学生の視点から市議会に準じた形で意見を聴く中学生議会の開催などにより、こどもの意見表明・社会参画を推進します。 ・こどもの健やかな成長に向け、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策が緊密に連携できるよう、成田市こども計画の取組と連携して教育関係事業を実施します。

関連事業

- ・基本方向2ー基本目標3 情報リテラシー・情報モラル教育の推進 (71 ページ)

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
命を大切にするキャンペーン実施校数	校	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)
外部講師を招いての校内人権研修会実施校数	校	5	4	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)

3. 感性を育む教育の充実

子どもたちの感性を育むためには、読書活動や多様な文化芸術に触れる機会が必要です。

また、生涯にわたる読書習慣の形成のためには、中学生までの取組が重要といわれています。

本市においては、学校図書館司書の配置による読書活動の充実や、スクールコンサートや青少年劇場など子どもたちが良質な文化芸術に触れる機会の創出など、様々な取組を行ってきました。

引き続き、豊かな感性を育むとともに、生涯を通じた学びにつながるよう、読書活動や体験活動などの充実が求められます。

● 今後の方向性

- ・生涯にわたる読書習慣の形成のため、学校図書館を利用した学習など本に触れる機会や取組を充実します。
- ・学校・家庭・地域が連携し、多様な体験活動を通して豊かな感性を育みます。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①学校図書館司書配置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に学校図書館司書を配置し、読書の楽しさを体験させることで豊かな人間性を育むため、朝の読書活動や学校図書館を利用した調べ学習などの取組を充実します。 ・従来の蔵書資料だけでなく、デジタル図書館やタブレット端末を活用した蔵書検索機能を生かし、本と向き合う機会を作るとともに、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

事業・取組名	内容
②図書館事業	・保護者と赤ちゃんや幼児が豊かな時間を過ごすきっかけとなるように、絵本を配布するブックスタート*、セカンドブック*事業に取り組みます。
③様々な体験活動の充実	・子どもたちの学習意欲を高め、教科書だけでは得られない実践的な学びを提供するため、自然体験や社会体験などの体験活動を実施します。
④文化芸術を通じた豊かな心の育成	・豊かな人間性、創造力、感性を育むため、スクールコンサート・青少年劇場の開催や、文化芸術センターにおいて有名アーティストによるコンサートの開催など良質な文化芸術鑑賞の機会を提供します。

関連事業

- ・基本方向2-基本目標1 青少年健全育成事業（62 ページ）
- ・基本方向3-基本目標1 こどもの居場所づくり推進事業（75 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
学校図書館における 児童生徒一人あたりの 年間の図書貸出数	冊	(小) 69 (中) 17	(小) 71 (中) 17	(小) 71 (中) 17	(小) 72 (中) 18	(小) 72 (中) 18



ブックスタート事業

基本方向 2 社会の変化に対応した教育環境の形成と学びの

支援

2 - (1) よりよい教育環境づくりを進める

近年全国的に少子化が進む一方で、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員には高い資質が求められるとともに、教職員の多忙化が大きな問題となっています。また、学校施設の老朽化への対応や児童生徒の安全確保なども喫緊の課題です。そうした中、国は教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を軸に、教職員のウェルビーイングの向上に向けた働き方改革やキャリア形成への支援などを積極的に推進しています。

本市でも、GIGAスクール構想第2期*において、教職員のICT活用能力の向上に向け、ICT支援員を引き続き配置するなど、支援体制の強化を進めています。また、成田市学校施設長寿命化計画に基づき、体育館への空調設備の導入や多目的トイレの設置などのバリアフリー*への対応など、施設改修を着実に実施するとともに、危機管理研修や防災・避難訓練など安全対策を計画的に実施しています。

今後も、教職員の専門性・指導力の向上と働きやすい環境づくりを進めるとともに、教育施設・学習環境の整備や地域と連携した安全・安心な学校づくりなど、子どもたちが安心して学べる教育環境の充実に取り組みます。

1. 教職員の資質の向上

学校教育を担う教職員には、高い資質と専門性が求められます。児童生徒の多様な状況や社会の変化に対応するためには、ICTの活用など最新の教育手法や知識の習得に加え、心身の健康保持が不可欠です。

本市では、教育センターを通じて、児童生徒の実態に応じた研修を展開するとともに、学校が実施する研修会を支援しています。また、ICTの活用については、ICT支援員を配置し、授業や環境整備を支援するとともに、研修等を通じた指導力の向上を図っています。

小中学校の教職員へのアンケート調査では、教員研修制度について、教科・科目に関する研修が特に重要と考える声が多く、引き続き、各種研修の充実が求められます。

● 今後の方向性

- ・教育センターや学校が実施する研修を通じ、多様化する教育ニーズに対応するため教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ・ICTの活用支援やメンタルヘルス対策を強化し、教職員が安心して力を発揮できる環境を整備します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①教育センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の成否を左右する教職員について、資質や専門的な力量の向上を図るため、児童生徒の実態に応じた研修を展開するとともに、学校が行う研修会を支援します。 ・オンライン形式、オンデマンド形式*のメリット・デメリットを検討し、各研修会の内容や目的に応じて、教職員のニーズに合わせた、より効果的な研修を実施します。
②デジタル社会に対応したICTを活用した指導能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に変化するデジタル社会に対応した教育現場における ICT の活用について、ICT 支援員を配置し、教職員の授業や ICT 環境の整備をサポートします。 ・ICT 担当者研修会など各種研修会を開催し、ICT の活用事例や最新情報を共有するなど、ICT を活用した指導能力の向上を図ります。
③メンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が心身ともに健康を維持し、子どもたちと向き合えるよう、ストレスチェックやメンタルヘルスに関する研修会などを実施します。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
教員の資質向上に向けた指導主事の派遣回数	回	128	101	105	110	115
教員研修制度に満足している教職員の割合	%	-	24.1	28.0	30.0	35.0
ICT 支援員の活用状況（とても助かっているの割合）	%	47.3	53.4	70.0	70.0	70.0
研修会回数（ICT 担当者研修会・GIGA 推進委員会）	回	6	6	7	7	7

2. 教職員の働き方改革の推進

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングの確保が不可欠です。教職員が本来の専門性を発揮し、児童生徒と向き合う時間を確保するためには、業務の効率化や負担軽減を進め、働きやすい環境を整えることが求められます。

本市では、学校問題解決支援チームを設置し、法的・専門的知識を要する案件について学校現場を支援することで、教職員が教育課程や生徒指導に専念できる体制を整えています。また、校務支援システムや ICT の活用など、校務 DX を推進していますが、多忙感についての教職員アンケート調査では、「常に忙しい」と回答した割合が約半数に上ります。

今後も、学校の抱える課題を早期に解決できる仕組みを強化するとともに、ICT を活用した業務改善をさらに推進することが必要です。

● 今後の方向性

- ・学校問題解決支援チームの機能を強化し、学校現場の負担を軽減します。
- ・部活動の地域展開を進めるとともに、校務 DX を推進し、業務効率化を通じて教職員が児童生徒と向き合う時間を確保します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①学校問題解決支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場で起きている問題を早期に発見し、早期解決に導くことができるよう、校長経験者 0B 等の経験豊富な人材を配置し、組織で問題に対応する体制づくりの充実を図ります。 ・学校本来の役割である教育課程や生徒指導等の推進、児童生徒と向き合う時間を確保するため、引き続き、学校問題解決支援チームを設置し、各学校での対応や取組だけでは解決が困難で、対応に専門的な知識や経験を必要とする案件の問題解決に向けた支援を行います。
②校務 DX の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅なセキュリティの強化や文書管理のクラウド*環境への転換などを通じて、教員が場所にとらわれずに働ける環境整備と業務削減の実現を目指します。 ・成績処理、指導要録などの多様な校務を効率的に進め、教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムや ICT 機器の活用を促進します。

関連事業

- ・基本方向 1—基本目標 1 部活動の地域展開（40 ページ）
- ・基本方向 2—基本目標 1 教育センター運営事業、
デジタル社会に対応した ICT を活用した指導能力の向上、
メンタルヘルス対策（54 ページ）
- ・基本方向 2—基本目標 2 日本語教育の支援（64 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
月当りの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合	%	48.2	51.1	減少		
ICTを活用した校務の効率化について「十分に取り入れている」と回答した割合(小学校)	%	38.1	52.4	70.0	70.0	70.0
ICTを活用した校務の効率化について「十分に取り入れている」と回答した割合(中学校)	%	50.0	40.0	70.0	70.0	70.0

3. 教育環境の整備・改善

児童生徒の多様な学びを支えるためには、教材教具の充実、教職員の支援体制の整備をはじめ、適切な教育環境が求められます。

本市では、教師用教科書・指導書や指導者用デジタル教科書を導入し、授業の質の向上と教員の指導力向上を図っています。また、教職員の急な病気や怪我に備えた補助教員の配置により、教育活動を支援するとともに、修学旅行や課外体育活動に係る費用に対し市独自の補助を行うなど、保護者負担の軽減に取り組んでいます。

今後も、人口の減少などの状況に応じた適切な学校環境づくりを進めるとともに、小中連携教育の推進や児童生徒一人ひとりの学習意欲や成長に応じた、中長期的視点に立った教育環境の整備が求められます。

● 今後の方向性

- ・教材教具の充実や事故対策補助教員*の配置など、教育活動を支える環境整備を推進します。
- ・義務教育学校での教育活動の成果を積極的に小中連携教育に取り入れ、特色ある学校づくりを進めます。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①教師用教科書指導書購入に係る経費	・学習指導要領に基づく授業の確実な実施と児童生徒の学力向上を目指し、教師用教科書・指導書・指導者用デジタル教科書の導入を進めます。
②事故対策補助教員配置事業	・教職員等が急な病気や怪我のために勤務につけず、さらに県からの派遣が困難となる期間に、児童生徒の学習活動や学校の教育活動に支障をきたすことのないよう事故対策補助教員を配置し、学校運営を支援します。
③多様な学習活動の支援	・児童の学習意欲を高め、多様な実践的な学びを提供するため、校外学習を実施する際に、学習用バスを運行します。 ・修学旅行に要する保護者の負担軽減を図るため、引き続き補助金により支援します。 ・課外体育活動及び文化芸術活動を行っている児童生徒のコンクール・大会出場経費について、活動を支援するとともに、保護者の負担軽減を図るため、引き続き補助金により支援します。
④小中連携教育の推進	・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を支える9年間の一貫した教育課程を構築します。特に、「5・6・7年生の接続期」を円滑にし、一人ひとりの発達段階に応じたカリキュラムの作成を目指します。 ・小中連携を充実させるため、市内すべての学校で、義務教育9年間で子どもを育てるという視点で教育活動が展開できるよう、小中合同の連絡会や研修会などを通して、教職員の意識改革に取り組みます。

関連事業

- ・基本方向1－基本目標1 個性を生かす教育推進事業、小規模学校支援教員配置事業 (38ページ)

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度(中間年度)	令和17年度(最終年度)
中学校区で小中連絡会議を行った回数	回	38	38	40	42	45

4. 学校安全対策の推進

近年、自然災害や交通事故、不審者対応など、学校が直面する安全面の課題は多岐にわたっており、児童生徒が安心して学べる環境整備が求められています。

本市では、成田市通学路安全推進連絡協議会の活動や交通安全教室の実施などにより、登下校の安全確保を図っています。また、学校ごとに危機管理マニュアルを整備し、避難訓練などの訓練を実施するほか、警察・消防・医療機関との連携のもと、災害・防犯対策を進めるとともに、熱中症対策としての空調設備の整備など、災害時の避難所ともなる学校環境の安全性向上に取り組んでいます。

今後も、多岐にわたる安全対策を一層推進するとともに、児童生徒や教職員が危機的状況に適切に対応できる体制の強化が求められます。

● 今後の方向性

- ・児童生徒及び教職員の防災意識を更に高めるとともに、学校、家庭、地域が連携して子どもの安全を守る取組を推進します。
- ・学校施設における安全対策として、防犯設備の整備を検討するとともに、適切な施設の維持管理を行います。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①通学時の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・成田市通学路安全推進連絡協議会を設置し、「成田市通学路交通安全プログラム」をもとに、交通安全・防犯の両面から通学路における危険箇所の改善に取り組み、より一層の登下校の安全確保を図ります。 ・安全な行動を自ら判断できるよう、小学校低学年を対象とした交通安全教室などを実施し、子どもの主体的な行動を促す教育を行います。 ・小学校 1 年生の児童に通学用帽子とランドセルカバーを無償配布するとともに、通学中の不審者への対応として、児童生徒の希望者に防犯ブザーを貸与します。
②学校における危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が危機管理マニュアルを随時見直し、教職員・児童生徒が危機管理の重要性を認識するとともに、地震などの災害や 3 段階のチェック体制を含めた不審者対応、学校避難所運営など様々な危機的状況を想定した訓練を実施し、対応能力の向上を図ります。 ・警察、消防、医療機関など、関係機関との連携を強化し、スムーズな情報共有と支援体制を構築します。 ・防犯・安全情報等について、なりたメール配信サービスや市内統一の保護者連絡システムを通じて保護者に連絡し、情報を共有します。 ・学校の管理下で起きた災害に対する給付に係る保険の掛金を市が負担することにより、保護者の負担軽減を図ります。

事業・取組名	内容
③学校における防犯や災害などに対応した設備等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が登校した後、校門や昇降口の扉を閉めることにより不審者等の侵入を防ぐ対策を講じるとともに、より抑止力のある防犯設備等の設置を検討します。 ・熱中症対策として体育館の空調設備の整備を進めます。

関連事業

- ・基本方向2－基本目標1 学校支援地域本部事業（62 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
通学路合同点検の実施回数	回	3	4	4	3	3
防犯設備等設置校数	校	0	0	1	10	29 (全校)

5. 教育施設の整備・活用

教育施設の維持整備にあたっては、バリアフリー対応や安全性の向上、環境への配慮など、多様な要請への対応が求められています。

本市では、「成田市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎や体育館などの改修を計画的に実施しています。また、老朽化が進む校舎の建替えや体育館の空調設備の整備、多目的トイレの改修などにより、安全で快適な学習環境の整備を進めています。さらには、LED*照明や太陽光発電設備の整備など、環境に配慮するとともに、図書館や公民館などの生涯学習施設についても、安全で利用しやすい環境整備に努めています。加えて、学校体育施設や一部プールの市民開放により、地域のスポーツ振興や学校の地域資源としての活用も進めています。

今後も、災害時の避難所ともなる施設の老朽化への対応など適切な施設整備を行うとともに、地域住民が利用しやすい学習環境づくりが求められます。

● 今後の方向性

- ・教育施設の計画的な改修・整備を進め、安全で快適な学習環境の整備を進めます。
- ・学校体育施設や生涯学習施設を活用し、地域に開かれた教育環境の充実を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①学校教育現場にふさわしい校舎等の施設の維持整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化の対応や様々な社会的要請に対する機能を確保することを目的に策定した成田市学校施設長寿命化計画に基づき、築年数に応じた改修を行います。 ・昭和 37（1962）年に建築され、老朽化が進む成田小学校の校舎について、建替えによる再整備を行います。 ・体育館に熱中症対策として空調設備の整備を進めるとともに、多目的トイレの整備など近年の生活様式に対応した改修や変化する教育現場にふさわしい施設整備を実施します。 ・環境に配慮した持続可能なまちづくりを実現するため、照明設備のLED化・新增築時のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）*化の検討・太陽光発電設備の導入など、施設整備における省エネ・創エネを推進します。
②生涯学習施設等の維持整備	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館や公民館などの生涯学習施設について、市民にとって誰もが安全で利用しやすいよう施設の整備・維持管理を行います。 ・老朽化の著しい国際文化会館について、バリアフリーに対応した新たな施設の検討を進めるとともに、再整備までの間も市民に安全で快適な施設を提供できるよう、必要な修繕を行います。 ・老朽化が進む中央公民館、図書館の再整備も含め、赤坂センター地区において生涯学習を支援するための多機能な複合施設の整備を検討します。
③学校体育施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、身近なスポーツの場として学校体育施設(校庭・体育館等)を市民へ開放します。 ・市営プールから遠い地区の子どもたちに水に親しむ機会を提供するため、夏休み期間に一部の学校プールを開放します。



安全で快適な学習環境の整備を進めます

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
学校のLED化率	%	30	31	100	100	100
太陽光発電設備導入校数	校	18	18	19	22	25
学校体育施設利用者数（プール開放を含む）	人	409,670	431,950	432,000	432,000	432,000
学校体育施設開放校数	校	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)

6. 地域ぐるみで子どもを育む体制づくりの推進

子どもたちの健やかな成長には、学校・家庭・地域が連携した教育環境の構築が不可欠です。

本市では、令和5（2023）年度より、学校の運営とそのために必要な支援について協議する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全小中義務教育学校に設置し、地域ぐるみで子どもを育む体制づくりを行っています。また、学校支援地域本部では、地域コーディネーターやボランティアを活用し、通学路の安全確保や教育活動の支援を行うなど、地域の力を生かした教育活動を展開しています。さらには、家庭教育学級や子育て学習講座を通じて、保護者が子どもの発達段階に応じた関わり方を学ぶ機会を提供しています。

今後も、地域全体で子どもを見守り育てる体制を強化していくことが求められます。

● 今後の方向性

- ・学校運営協議会や学校支援地域本部の活動を通じ、地域全体で子どもを育む体制を強化します。
- ・家庭教育学級やボランティアの活用などにより、保護者や地域が子どもの成長に関わる機会を拡充します。



学校支援地域本部（登校の見守り活動の様子）

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
① 学校運営協議会推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員として自覚をもった子どもを育成するため、学校・地域・家庭が連携し一体となって、未来の創り手となる子どもたちを育てます。 ・学校運営協議会委員は、「学校の応援団」として、運営とそのために必要な支援について協議します。 ・教育委員会に設置した「成田市学校運営協議会（コミュニティ・スクール）推進プロジェクトチーム」を中心として、要請に応じて各学校の学校運営協議会にオブザーバーとして参加し、意見の聞き取りや助言を行うなど、学校運営協議会の運営を支援します。
② 学校支援地域本部事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域ボランティアをつなぐ役割として地域コーディネーターを各校に配置し、地域による学校支援体制を構築します。また、学校運営協議会と学校支援地域本部を一体的に推進していくことで、学校の要望に応じた活動を充実させ、地域の教育力を生かした効果的な学校支援活動を行います。
③ 青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体の活動を支援するとともに、活動を担う人材を育成し、地域における青少年活動の充実を図ります。
④ 家庭教育学級開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前の子どもたちとの関わり方や親の心構えについての「子育て学習講座」や各中学校の入学説明会等の機会に「思春期子育て講座」を開設するなど、多感な時期の子どもたちへの支援の方法を学ぶ機会を提供します。 ・望ましい家庭教育のあり方についての啓発や子どもに対する教育の資質を高め、保護者・地域・学校がつながることを目的に、様々な事業を行います。

関連事業

- ・基本方向 1－基本目標 1 部活動の地域展開（40 ページ）
- ・基本方向 3－基本目標 1 放課後子ども教室推進事業、こどもの居場所づくり推進事業（75 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
支援本部配置校数	校	18	19	25	27	29 (全校)

2 - (2) 多様な教育ニーズに合わせた支援を充実する

近年、子どもたちが置かれている家庭状況や学びの環境は多様化しています。また、いじめや不登校をはじめ、貧困やヤングケアラー*の問題など、学びを阻害される事例も全国的に少なくありません。すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりに向けて、インクルーシブ教育*や多様な学びのセーフティネットの環境整備が求められています。

本市でも、特別支援学級や通級指導、個別支援に対する需要は増加傾向にあり、また、いじめへの対応や不登校児童生徒への支援が必要とされています。そこで、いじめなど重大問題に対応するための「成田市いじめ問題専門部会」を設置するなど、学校現場での課題を迅速に把握できる体制を構築しています。

また、教育支援センターなどの相談体制を充実するとともに、外国人児童生徒に対する日本語指導や生活支援も進めています。一方で、保護者を対象としたアンケート調査によると、保護者の一部では、教育に関する悩みの常態化がみられるなど、子ども本人だけでなく、家庭・保護者への相談支援も課題となっています。

今後は、いじめや不登校への対応を充実するとともに、一人ひとりの特性、ニーズに応じた支援と学びのセーフティネットを強化することで、すべての子どもが自分らしく学び、安心して成長できる教育環境の実現を図ります。

1. 学びのセーフティネットの構築

児童生徒が様々な困難に直面しても、安心して学べる環境を整えることは、すべての子どもの学ぶ権利を保障する上で不可欠です。近年、外国人児童生徒や生活困窮世帯の増加など、多様な背景を持つ児童生徒への支援の重要性が高まっています。また、学校間の統合や遠距離通学など、地理的条件による学びの格差も課題となっています。

本市では、就学援助費の支給や日本語教育補助員の配置、スクールバスの運行を行うとともに、特別支援学級の児童生徒に係る支援や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活相談を行うなど、児童生徒一人ひとりが安心して学べる環境を整備しています。

今後も、就学援助費の支給や日本語教育補助員の配置、スクールバスの運行など学びの確保に向けた取組を推進することが求められます。

● 今後の方向性

- ・就学援助や通学支援、日本語教育補助員の配置などにより、多様な環境にある児童生徒への学びの機会を保障します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①小中学校就学援助費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する費用の一部として、学用品費等の援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。 ・経済的支援が必要となる対象者に就学援助が行き届くよう、広く制度の周知に努めます。 ・資格確認のオンライン化への対応や、認定申請の受付方法について電子申請*の実施等を検討するなど、事務改善に努めます。
②特別支援学級児童・生徒支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等に対し、当該児童生徒の就学に要する費用の一部として、学用品費等の援助費を支給することにより、保護者負担を軽減し特別支援教育の普及奨励を図ります。 ・対象となる児童生徒に援助費が行き届くよう、引き続き制度の周知を行うとともに、支給方法など手続の改善を図ります。
③日本語教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活への適応を支援するとともに、保護者に対しての通知文の翻訳や保護者会への同席を行うなど教職員の支援を行うため、日本語教育補助員を配置します。 ・タブレット端末等で利用できるアプリなどを活用した日本語支援を推進します。
④小中学校通学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的条件によらない学びの機会の確保と保護者の負担軽減を図るため、学校適正配置により学校の統合等が生じた場合において、遠距離通学となることから、スクールバスを運行し児童の通学時の安全を確保します。 ・毎年、利用人数などに応じて運行ルートや時間帯の見直しを行います。 ・遠距離通学のため、公共交通機関を利用して通学する児童の保護者に対して、保護者負担の軽減のため費用の一部を補助します。
⑤子どもの学習・生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援及び生活や進学に関する相談・助言等を行うことで、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。
⑥ヤングケアラーへの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート」を活用して、ヤングケアラーの早期発見に努めます。 ・当該児童生徒が置かれている状況に応じた相談支援を関係機関と連携して行います。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
日本語教育補助員研修会の回数	回	2	2	2	2	2

2. 特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実

全国的に、障がいなどの理由により学習上の支援が必要な児童生徒は増加傾向となっており、一人ひとりの特性に応じて、安心して学べる教育環境の提供と支援が一層重要となっています。

本市では、特別支援教育支援員や養護補助員を配置し、通常学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒への個別支援を行うとともに、学校適応専門指導員の活用などにより、児童生徒に最もふさわしい教育環境を提供しています。また、教職員へのアンケート調査では、「特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援」と回答した割合が4割を超え、最も高くなっています。

今後も、特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学べるよう、特別支援教育支援員や養護補助員と連携し、個々の状況に応じた支援を充実することが必要です。また、児童生徒に最もふさわしい教育環境の提供に努めるとともに、インクルーシブ教育の一層の推進が求められます。

● 今後の方向性

- ・特別支援教育支援員や養護補助員を配置するなど、通常学級及び特別支援学級において、児童生徒の個々の状況に応じた支援を充実します。
- ・障がいのある子とない子が可能な限り同じ場で学ぶため、学校間交流や共同学習を行うなど、インクルーシブな学校運営を推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①特別支援教育支援員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒の個々の障がいに応じて、情緒の安定や安全確保、学習の個別支援により自信をもって学校生活を送ることができるようサポートします。 ・通常学級担任が計画的に支援員による支援の場を設定することで、個々の状況に応じた、きめ細かな指導・支援が可能となっており、児童生徒が学校行事等に笑顔で参加できるよう、今後も学校の実情に応じて支援を充実します。

事業・取組名	内容
②養護補助員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの種類と程度に応じた個別指導の充実を図るとともに、安全な学校生活を送ることができるよう支援します。
③児童生徒就学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成田市心身障害児教育支援委員会を開催し、心身に障がいのある児童生徒の適切な就学指導を行うとともに、学校適応専門指導員を配置し、就学指導の充実を図ります。 ・障がいの種類、程度などに応じた適切な教育の内容及び方法について、委員会等の専門家の意見を聴き、児童生徒にとって最もふさわしい教育の場を保護者と相談しながら決定していくという視点に立って、適切な教育支援に努めます。
④インクルーシブな学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化により児童生徒数が減少する中でも、障がいや特別支援教育に関する理解や認識の高まりにより、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、ニーズも多様化している状況を踏まえ、障がいのある子とない子が可能な限り同じ場で学ぶため、学校間交流や共同学習を行うなど、柔軟で新しい授業のあり方を研究します。 ・障がいによる学習上または生活上の困難さを改善・克服するために各教科や学校での自立活動において、児童生徒の個々の障がいに応じて ICT 機器を活用します。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
成田市心身障害児教育支援委員会の回数	回	4	4	4	4	4

3. いじめ・不登校などへの対応の充実

いじめや不登校、児童虐待などの問題は、子どもの健全な成長や学びの継続に深刻な影響を与えるため、早期発見・早期対応が強く求められています。

本市では、スクールカウンセラー*による支援や、児童生徒が困難に直面した際に信頼できる大人へ助けを求められるよう「SOS の出し方に関する教育」を全校で実施するなど、相談体制の強化を図っています。また、教育支援センター「ふれあいるーむ 21」*において、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立の支援、臨床心理士による相談支援を行っています。さらには、いじめ防止のための専門部会を設置し、重大事案にも迅速に対応できる体制を構築するとともに、こども家庭センター*を通じ、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。

小中学生へのアンケート調査では、児童生徒の約 1 割が心配ごとや悩みについて相談する場所がないと感じているとともに、多くの教職員が心の状態が不安定な児童生徒が多いと感じており、相談体制の強化など、特別な支援を要する児童生徒に対する支援の充実が求められます。

● 今後の方向性

- ・児童生徒が信頼できる大人に助けの声を上げることができるよう相談体制の充実を図ります。
- ・学校・家庭・関係機関が連携し、いじめや不登校の早期発見・早期対応を徹底するとともに、児童生徒の学校復帰や自立を支援します。
- ・虐待の未然防止や保護者支援を強化し、子どもの健全な成長と安心して学べる環境づくりを推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①児童生徒の SOS の出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none">・生きることの包括的な支援として、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声を上げることができるよう相談体制の充実を図ります。・進級直後の年度始めや長期休業前など適切な時期に各学校において SOS の出し方教育を実施します。
②不登校児童生徒への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・長期欠席、不登校を未然に防げるよう、学校での相談体制の充実を図ります。・教育支援センター「ふれあいるーむ 21」において、学校等に登校できないでいる児童生徒が学校復帰や社会的な自立ができるよう支援するため、全校に配置されているスクールカウンセラーとともに保護者や子どもたちの様々な悩みや不安に対応します。・県が実施する学校の日課に準じて行っているオンライン授業の配信など、ICT を活用した支援を充実します。

事業・取組名	内容
③いじめ防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる重大問題が発生した際、「成田市いじめ問題専門部会」を設置するなど、組織的に迅速に問題解決に向けて対応します。 ・市内 10 校の小学校と 2 校の義務教育学校を拠点校として教育相談員*を配置し、拠点校と近隣の小学校に在籍している児童・保護者・教職員を対象とした教育相談活動を実施するとともに、スクールカウンセラーや関係機関と連携して、いじめの予防、早期対応に努めます。
④こども家庭センター等の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターにおいて、子育てに不安や負担を抱える保護者等に対し、相談支援を行うことで虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、子どもの権利等を守り、子どもの健全な育成を支援します。 ・「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進するため、学校・家庭・関係機関等が連携して問題解決に努めます。

関連事業

- ・基本方向 2－基本目標 1 学校問題解決支援事業（55 ページ）
- ・基本方向 2－基本目標 2 ヤングケアラーへの取組（64 ページ）
- ・基本方向 2－基本目標 3 教育 DX の推進（70 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
SOS の出し方教育を年 2 回実施している学校数	校	9	12	15	20	29 (全校)
教育相談員配置校数	校	12	12	13	14	15
教育支援センターの指導員数	人	8	8	8	9	9

2 - (3) 未来を見据えた ICT 教育を推進する

急速に進展するデジタル社会において、子どもたちが主体的に学び、将来の社会で活躍できる力を育むためには、ICT を効果的に活用した教育が不可欠です。国では、教育 DX やデータの活用を通じて、主体的な学習や個別最適な学びの環境づくりを目指しています。

本市でもタブレット端末やデジタル教科書の導入など、学校教育の中で ICT を積極的に導入し、活用を図っています。

一方で、教職員へのアンケート調査では、8割強が「教職員間の習熟度に差がみられる」と回答するなど、教職員の ICT 指導力に個人差も大きく、学校間でも取組に差異がみられます。

また、ICT 導入による校務負担の一時的な増加や、情報モラルの定着も課題となっています。

今後は、教員の指導力向上を通じて学びの質を高めるとともに、情報リテラシー・情報モラル教育を充実し、正しく情報を活用する力の育成を図るなど、未来を見据えた ICT 教育を推進します。

1. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

近年、学校における ICT 環境は急速に整備が進んでいますが、習熟度や教員の指導力には個人差があり、授業での効果的な活用には課題が残っています。

本市では、GIGA スクール構想*に基づき 1 人 1 台端末と高速通信環境を整備し、教科や児童生徒の実情に応じた学習に活用しています。また、西中学校と加良部小学校では国からリーディング DX スクール事業*の指定を受け、タブレット端末を活用した先進的な取組を実施するなど、ICT を先進的に活用した授業づくりを推進しています。

小中学生へのアンケート調査では、コンピュータやタブレット端末を使用した授業について、「楽しい」や「わかりやすい」などの声が多い一方、教職員へのアンケート調査では、約 8 割が「高度な専門性のある ICT 指導員の常駐が望ましい」と回答しており、教員の ICT 指導力向上や、支援体制の充実も引き続き必要です。

● 今後の方向性

- ・先進的な取組やリーディング DX スクール事業指定校の成果を市内全体に広げ、教員の ICT 活用指導力を高めることで、学習の質の向上を図ります。
- ・児童生徒の資質や能力を育むために、生成 AI をはじめとするテクノロジーの効果的な利活用について、検証を進めます。
- ・児童生徒の情報活用能力の育成など、デジタルシティズンシップ教育*を通じて、未来を見据えた ICT 教育を推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①教育 DX の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、多様なデジタル学習ツール等の学習環境の整備を進めます。 ・児童生徒がデジタル技術を積極的に活用し、必要な情報を正確に捉え表現できる能力を身につけられるよう、デジタルシティズンシップ教育に取り組みます。 ・教員向けの研修を実施するほか、先進校の授業公開への参加を促すことで、実践事例や最新情報などを共有します。

関連事業

- ・基本方向 2—基本目標 1 デジタル社会に対応した ICT を活用した指導能力の向上 (54 ページ)
校務 DX の推進 (55 ページ)

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
児童の ICT の活用について「ほぼ毎日活用」と回答した割合 (小学校)	%	—	33.9	70.0	80.0	90.0
生徒の ICT の活用について「ほぼ毎日活用」と回答した割合 (中学校)	%	—	73.3	80.0	90.0	90.0



生成 AI を活用した授業風景

2. 情報リテラシー・情報モラル教育の推進

インターネットや SNS*の普及に加え、生成 AI の利用など、子どもたちを取り巻くデジタル環境は急速に進展しており、情報活用能力や情報モラル教育の重要性は高まっています。

本市では、教職員向けに個人情報の適正な取扱いや著作権に関する研修を実施するなど、情報リテラシー・情報モラルの向上を図っています。また、授業公開など実践事例の共有を通じて、最新の指導法の普及に取り組んでいます。

保護者へのアンケート調査では、前計画からの 10 年間で、携帯電話やスマートフォンを持つ児童生徒数は大きく増えるとともに、保護者からの ICT 教育への注目も高まっています。

今後は、教職員自身の情報リテラシーや情報モラルの水準を高めるとともに、児童生徒が適切に情報リテラシーや情報モラルを身につけられるよう支援していくことが求められます。

● 今後の方向性

- ・ 研修や実践事例の共有を通じ、教職員の情報リテラシー・情報モラルの向上を図ります。
- ・ 児童生徒の情報活用能力を高めるとともに、安全に情報を活用できるよう、情報リテラシー・情報モラル教育を推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①情報リテラシー・情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒がデジタル学習ツールを安心安全に活用するために、児童生徒向けの動画や教材の周知、学年に応じた指導計画の整備を進めます。 ・ 児童生徒が主体的にデジタル学習ツールの活用ルールを作成する活動を推奨し、各校の状況に合わせてルールの改善を行うなど、情報リテラシーの向上に努めます。 ・ SNS 等の利用における個人情報の取扱いなど、情報モラル教育を充実します。 ・ データの利活用に係る個人情報の適正な取扱いや利用教材の著作権などについて、教職員の情報モラルの向上に向けた取組を行います。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
情報モラル研修会参加校数	校	23	20	29 (全校)	29 (全校)	29 (全校)

基本方向 3 誰もが自分らしく心豊かな人生を実現するため

の生涯学習の推進

3 - (1) 生涯にわたり学ぶことのできる学習環境を構築する

人生 100 年時代を迎える中で、誰もが自分の関心や必要とするタイミングに応じて、生涯学び続けられる環境づくり、学び直しができるリカレント教育の推進が重要となっています。

本市では公民館、図書館、文化財保存展示施設、文化芸術センター、スポーツ関連施設などを通じて、多様な講座や学習・活動機会を提供しています。

一方で、若年層や働き世代の学習参加が伸び悩んでおり、世代や地域によって、学びの機会や学習環境に課題があることがうかがえます。また、生涯学習施設の利用に関しては、手続きの簡略化や予約のオンライン化への要望が挙がっています。さらには、障がいや言語的、経済的な理由により、学びへのアクセスが制約されている状況も想定されます。

今後は、障がいの有無等に関わらず、子どもから高齢者まで、いつでもどこでも主体的に学び、活動できる機会を充実させるとともに、地域と連携して学びを支える体制を整えるなど、生涯にわたって学びを实践できる環境づくりを推進します。

1. 誰もが学ぶことができる学習環境の充実

生涯にわたる多様な学びの機会を保障することが求められる中、求められる学びの内容は多岐にわたり、誰もが学ぶことができる学習環境の充実が求められます。

本市では、生涯大学院や大学連携講座、公民館講座などにより、娯楽的なものから専門的な学びまで幅広く学習の機会を提供しています。また、図書館においては、読書活動や青少年の居場所づくりの推進を図るとともに、文化芸術センターや下総歴史民俗資料館など、地域の文化や歴史に親しむ施設も整備しています。

生涯学習施設利用者を対象としたアンケート調査では、利用している施設の改善点として、手続きの簡略化や設備・備品の充実が挙げられており、引き続き、多様な利用者にとって利用しやすい環境の整備が必要です。

また、今後は ICT 機器を積極的に活用するなど、本市の多様な学習環境を生かし、誰もが安心して、生涯学び続けられる環境づくり、学び直しができるリカレント教育のさらなる推進が求められます。

● 今後の方向性

- ・ ICT 機器の活用などにより、誰もが利用しやすく多様な学びを享受できるよう、各施設の環境づくりを推進します。
- ・ 年齢や関心に応じて学び続けられる環境づくりを推進するとともに、学びを生かす循環を拡大します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①生涯大学校管理運営事業	・社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、人生 100 年時代における高齢者の生きがいを促進するとともに、学習成果を地域社会の様々な活動の中で生かせるまちづくりを目指し、多様な魅力ある講座や活動を提供します。
②公民館講座教室等開催事業	・市民の多様な学習ニーズに対応するため、地域の特色を生かした講座、教室などを開催します。
③図書館事業	・子どもから大人まで誰もが学ぶことができるよう、利用者層ごとの異なるニーズや地域の課題に沿った様々なテーマに基づく講座を開催します。 ・令和 6 (2024) 年度に新設した青少年コーナー（青春 HiROBA）の活用など、青少年の居場所の確保及び本と親しむ機会の創出に取り組みます。
④文化芸術センター管理運営事業	・幅広い世代を対象とした魅力ある事業を開催し、市民が文化芸術に触れる機会を提供します。
⑤国際文化会館管理運営事業	・教育及び文化の発展並びに市民の福祉の向上に資するため、指定管理者制度を活用し、各種事業を実施します。
⑥歴史や文化に親しむ環境づくり	・市内の文化遺産を後世に保存・継承するため、下総歴史民俗資料館、三里塚御料牧場記念館等の管理運営を行うとともに、文化財に興味・関心を持ってもらうことを目的に各地の史跡及び博物館を巡る事業を実施します。また、講師を招いて様々な角度から本市の歴史について学べる環境づくりを進めます。
⑦誰もが安心して学べる環境づくり	○図書館事業 ・障がいのある人も図書館を利用できるよう、マルチメディア DAISY* や大活字本*を収集するとともに、サインの設置や施設のバリアフリー化に取り組みます。 ・館内託児サービス、乳幼児向け閲覧スペース等の設置等を検討します。 ○スポーツ大会等開催事業 ・障がいのある人も気軽にスポーツができるよう、パラスポーツ備品の貸出や普及事業を行います。



青少年コーナー（青春 HiROBA（アオハルひろば））

事業・取組名	内容
⑧ICT を活用した環境整備	<p>○公民館講座教室等開催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習において、ICT の利用促進を図るため、シニア世代支援事業として開催した「シニア向けスマートフォン教室」などスマートフォンの使い方を学ぶ講座を実施します。 <p>○図書館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館システムの定期的な更新により、利用者の利便性の向上と業務の効率化を図ります。 ・インターネットを活用した電子書籍サービス*や資料の検索・予約などの各種サービスを実施します。

関連事業

- ・基本方向 2－基本目標 3 教育 DX の推進 (70 ページ)

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (最終年度)
生涯大学院入学者数	人	53	66	60	60	60
公民館講座教室等開催数	回	34	43	50	50	50
公民館講座教室等に満足している参加者の割合	%	80	81	85	85	85
図書館講座等開催数	回	7	5	6	6	6
文化芸術センター年間の利用者数	人	43,619	50,677	55,000	57,000	62,000
国際文化会館年間の利用者数	人	178,943	187,808	210,000	220,000	250,000
下総歴史民俗資料館入館者数	人	2,279	2,077	3,100	3,100	3,100



下総歴史民俗資料館

2. 学校・家庭・地域が連携した体制の構築

子どもたちが放課後や休日を安全に過ごし、多様な体験を通して健やかに成長するためには、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。

本市では、放課後子ども教室推進事業や成田わくわくひろばなどを通じて、地域の多様な人材の参画を促し、遊びや体験活動の場を提供することで、子どもたちの健やかな成長を地域ぐるみで支えています。

今後は、各活動の継続・拡充に向けて、地域ボランティアやコーディネーターの確保・育成が必要であり、既存の子ども教室や活動を支援するとともに、新たな活動の展開に向けた取組が求められます。

● 今後の方向性

- ・学校・家庭・地域が連携し、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に主体的に関わる意識を高める取組を推進します。
- ・地域教育力の向上を図る取組を推進します。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①放課後子ども教室推進事業	・放課後や週末等に小学校の余裕教室や校庭等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点を設け、地域や大学などの参画を得て、子どもたちに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
②こどもの居場所づくり推進事業	・こどもが気軽に安心して過ごせる居場所づくりとして、地域の人材を活用して様々な体験活動を行う成田わくわくひろばを開催します。 ・地域で安全・安心に過ごせる場所や機会を提供しているこども食堂*や学習支援の場、プレーパーク*を実施する団体に補助を行い、運営を支援します。

関連事業

- ・基本方向2ー基本目標1 学校支援地域本部事業、家庭教育学級開催事業（62 ページ）

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
放課後子ども教室参加児童数	人	4,407	5,587	5,600	5,600	5,600

3 - (2) 誰もが学び、活躍できる機会を充実する

生涯学習や地域活動、スポーツ・文化活動を通じて得た学びを社会で生かすことが重要視されており、学習成果の地域還元や社会参加の促進に向けた様々な取組が進められています。

本市でも、多様な講座の開催や体験活動の場が提供されており、アンケート調査において、多くの生涯学習施設利用者が、身につけた知識・技能や経験が「自分の人生を豊かにしている」と回答していますが、地域などへの活動成果の還元は限られたものにとどまっています。他方、特に高校・大学生の多くが生涯学習やボランティアに関心を示しており、幅広い世代を対象とした学びや地域還元の機会づくりが必要です。

今後は、スポーツや文化活動を含めた多様な学びと交流の機会を広げるとともに、学びの成果を地域活動や社会貢献につなげる環境を整備し、市民一人ひとりが活躍できる機会の充実が求められます。

1. 多様な学び・スポーツ・体験活動の機会の充実

子どもから大人まで、生涯を通じて多様な学びや体験活動に参加できる環境の整備は、豊かな人間性や社会性を育む上で重要です。

本市では、青少年劇場や各種体験学習セミナーを通じて、情操教育や交流活動を推進するとともに、図書館や公民館では、様々な講座やワークショップを開催し、子どもから大人まで幅広い層に学びの機会を提供しています。またスポーツ分野では、国際大会や全国大会の誘致、プロチームとの連携によるイベントを実施し、市民がトップレベルの競技に触れる機会を広げています。さらには、児童ふれあい交流事業など、異年齢や世代間の交流を促進し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めています。

今後は、多様な学習・体験の場の整備を継続するとともに、参加機会の拡充やより一層の周知を図ります。また、スポーツや文化活動を地域全体で支える体制をさらに強化し、誰もが参加しやすい環境を地域ぐるみで整える必要があります。

● 今後の方向性

- ・ 学びのきっかけづくりとなる生涯学習イベントを開催します。
- ・ リカレント教育の推進のため、成田社会人大学の開催に加え、公民館、図書館などにおいて、多様な学習・スポーツ・体験活動の場の充実に努めます。
- ・ 地域への関心を高める学びの機会の推進を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①成田社会人大学運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の国際化が進む中、市民の生涯を通じた学習意欲の高まりに応えるため、より専門的な学問を学ぶ場を提供し、国際化の進展に対応できる人材を育成することを目的に明治大学と提携して、明治大学の教授等による講義を開催します。 ・多様な学びのニーズに応えるため、国際医療福祉大学等の近隣大学との連携を検討します。
②図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童向けの「科学あそび講座」をはじめとするワークショップ形式の講座やイベントを開催し、図書館を活用した体験活動の充実を図ります。
③公民館講座教室等開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・こども体験学習セミナーや各種講座・教室等を通じ、様々な年齢層に合わせた体験活動や交流活動を行います。 ・「なりた冒険塾」や「親子体験学習セミナー」など、様々な魅力ある講座を開設するとともに、SNSを通じた周知・募集を行います。
④スポーツツーリズム*推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国際大会や全国大会、事前キャンプなどを誘致することで、市民にトップレベルのスポーツを観戦する機会を提供するとともに、地元企業やトップスポーツチームと連携し、様々なスポーツ種目を体験するイベント等を開催します。
⑤スポーツ団体育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツ・レクリエーション活動の中心となる成田市スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会の強化・育成等を図り、市民の幅広いスポーツ活動への参加機会の拡大に努めます。
⑥児童ふれあい交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子でのふれあい、様々な人との出会い及び地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るため、異年齢児や世代間交流等の機会づくりを推進します。

関連事業

- ・基本方向1ー基本目標3 様々な体験活動の充実 (52 ページ)
文化芸術を通じた豊かな心の育成 (52 ページ)



こども体験学習セミナー（なりた冒険塾）の様子

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 10年度	令和 12年度 (中間年度)	令和 17年度 (最終年度)
こども体験学習セミナー参加者数	人	203	151	300	300	300
大規模な大会や合宿、イベントの回数	回	11	12	12	12	12
スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会主催事業数	事業	438	415	435	435	435
スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会事業参加者数	人	65,070	77,710	77,760	77,860	78,110

2. 学習の成果を生かし、活躍できる機会の充実

生涯にわたり学び続ける意欲を持つ市民が増える中、すべての人のウェルビーイングの実現に向けて、その成果を地域や社会に還元できる仕組みづくりが求められています。

本市では、生涯大学院において、歴史や健康、芸術・スポーツなど幅広い分野を学ぶ機会を提供するとともに、学生自身が講師となるテーマ学習や小学校でのボランティア活動など、地域に貢献できる活動を行っています。

また、成田市文化団体連絡協議会とともに開催する「市民文化祭」を通じて、市民が文化芸術活動を発表する場を提供しています。

今後は、学習成果を生かすための受入先や活動機会のさらなる拡充に取り組むとともに、幅広い世代が主体的に参画できるよう、学習と地域活動を結び付ける仕組みを強化し、成果を発信・共有する機会の充実が求められます。

● 今後の方向性

- ・成田の歴史や健康、芸術・スポーツなど幅広い分野を学びつつ、ボランティアや自主活動を通じて学習成果を地域に還元できる機会を提供します。
- ・学習の機会に携わる多様な担い手の育成を図ります。
- ・公民館まつりや市民文化祭などを通じ、市民が学びの成果を発表し、広く共有できる機会の充実を図ります。

● 主な取組事項

事業・取組名	内容
①生涯大学校管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主活動のきっかけづくりとして、学生自身が講師となるテーマ学習や地域の小学校でのボランティア活動などの課外学習を行います。 ・学生ボランティアについて、新たな受入先を探し、学生の地域貢献の機会を増やします。
②公民館まつり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館で活動しているサークルの日頃の成果を発表する場として「公民館まつり」を開催します。 ・生涯学習を行う活動の場としての公民館施設や活動内容などについて市民へ広く周知します。 ・参加者数の増加を図るため、キッチンカーの出店や子ども向け体験講座の開催など事業内容の充実を図ります。
③文化芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に文化芸術活動の成果を発表・展示する機会を提供し、文化芸術活動の推進を図るため、成田市文化団体連絡協議会とともに、「市民文化祭」を開催します。

● 指標

項目	単位	実績値		目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和10年度	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終年度)
公民館まつり参加サークル数	団体	132	115	120	120	120
公民館まつり参加者数	人	4,702	4,192	4,300	4,300	4,300
市民文化祭の参加者数	人	6,193	5,870	7,100	7,300	7,800



生涯大学院の教養講座の様子

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、市教育委員会が、国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会・行政と密接な連携を図るとともに、それぞれが適切な役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・事業の着実な推進を図ります。

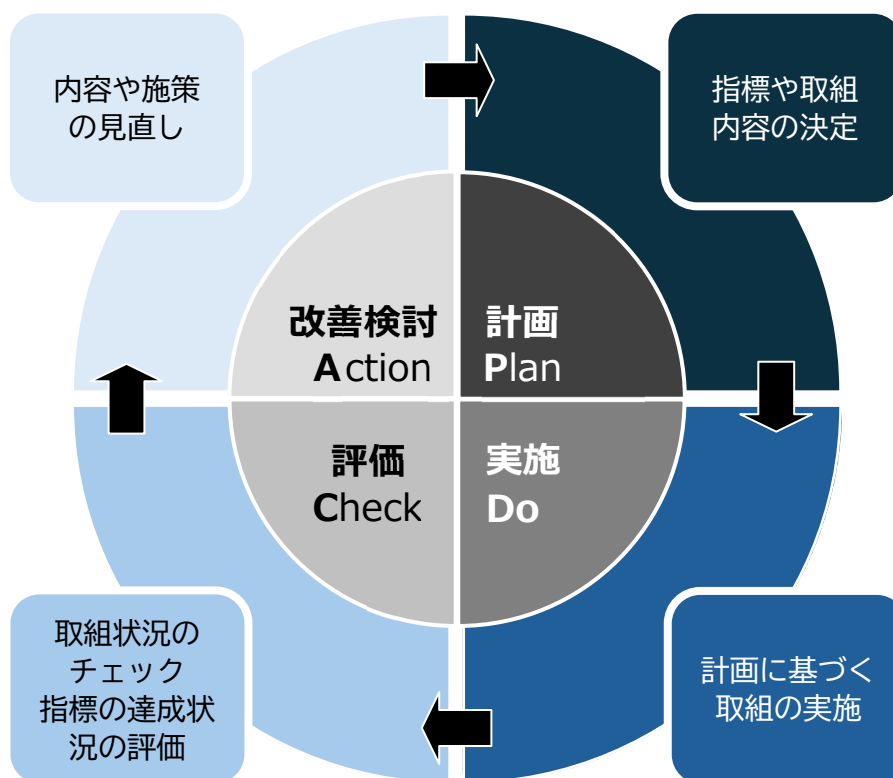
本計画の実施にあたっては、広く周知を図るとともに、意識啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

2. 計画の点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、設定した目標に関連するデータの収集等を定期的を実施し、各年度において計画の実施状況について外部の有識者を含めた委員会を組織し点検・評価を行いながら、PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営を目指します。

計画の中間年度及び最終年度には、各基本施策に定める「指標」に基づき、計画の達成度を評価します。



資料

1. 成田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、成田市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成田市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他成田市教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員10人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、成田市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、他の委員及び代理出席者への委任を認める。
- 3 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育部教育総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

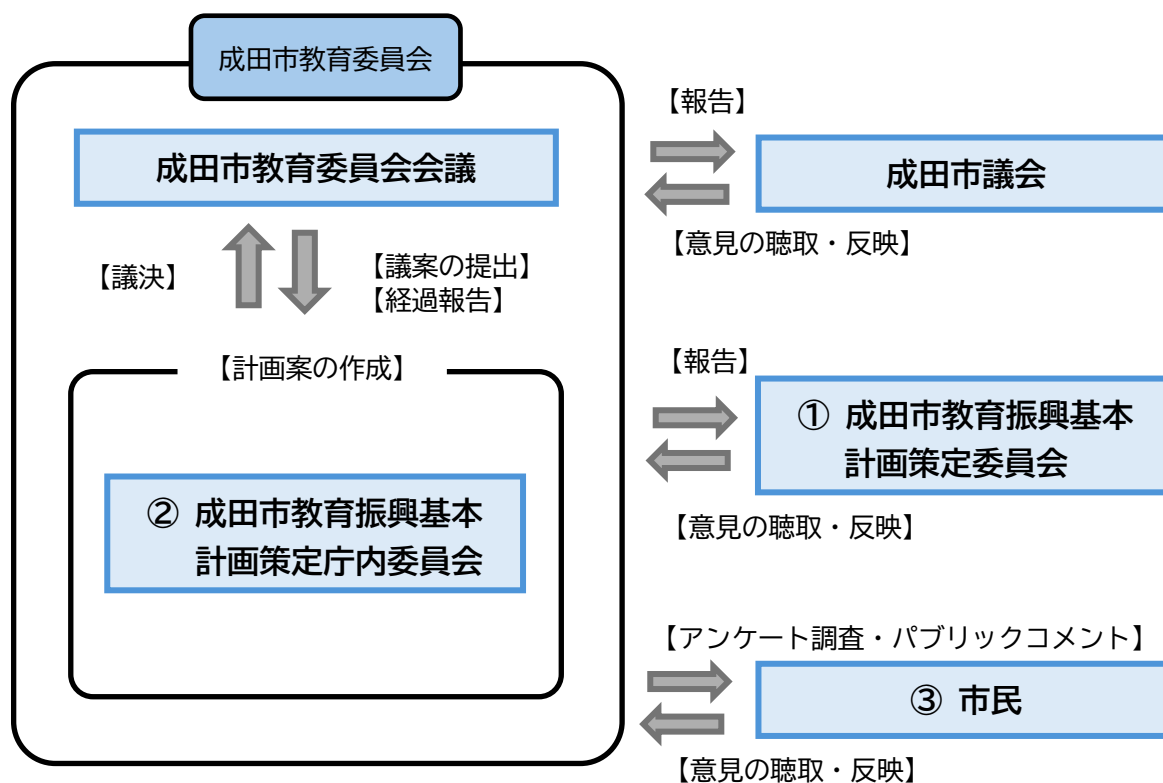
この要綱は、令和7年2月26日から施行し、成田市教育振興基本計画の策定完了日をもってその効力を失う。

2. 成田市教育振興基本計画策定委員会名簿

区分	氏名	所属	備考
識見を有する者 (第3条第1号)	荒金 誠司	千葉大学教育学部 附属教員養成開発センター 教授	委員長
識見を有する者 (第3条第1号)	太田 洋	東京家政大学人文学部 英語コミュニケーション学科 教授	
識見を有する者 (第3条第1号)	日暮 健	成田市社会教育委員 委員長 成田市生涯学習推進協議会 会長	副委員長
学校教育関係者 (第3条第2号)	木村 晶子	成田市立大栄幼稚園 園長	
学校教育関係者 (第3条第2号)	佐藤 悦子	成田市立橋賀台小学校 校長	
学校教育関係者 (第3条第2号)	藤崎 修治	成田市立西中学校 校長	
学校教育関係者 (第3条第2号)	領家 隆史	千葉県立成田西陵高等学校 校長	
その他教育委員会が 必要と認める者 (第3条第3号)	平野 伸一	成田市 PTA 連絡協議会 会長	
その他教育委員会が 必要と認める者 (第3条第3号)	三橋 恒子	成田市学校給食センター 運営委員会 副委員長	
その他教育委員会が 必要と認める者 (第3条第3号)	野村 豊	成田市図書館協議会 委員長	

(敬称略)

3. 計画の策定体制



① 成田市教育振興基本計画策定委員会における検討

委員構成：学識経験者、学校教育関係者他

② 成田市教育振興基本計画策定庁内委員会における検討

委員構成：教育委員会、市長部局関係部課長

③ 市民意見の反映

- ・アンケート調査（対象）：市内公立小中義務教育学校児童生徒及びその保護者、教職員、生涯学習施設利用者、幼稚園・保育園職員、市内高校・大学等に通う学生
- ・パブリックコメント（対象）：市内に住所・事務所・事業所がある人、通勤・通学している人、及び案件に利害関係がある人

4. 策定経過

年 月	内 容
令和6(2024)年7月	庁内委員会(令和6年度第1回) ・計画の趣旨、策定スケジュール、アンケート調査について
令和6(2024)年10月 ～ 令和7(2025)年3月	計画策定に係るアンケート調査の実施
令和6(2024)年11月	総合教育会議(令和6年度第1回) ・計画の趣旨、策定スケジュールについて
令和7(2025)年1月	生涯学習推進協議会(令和6年度第1回) ・計画の趣旨、策定スケジュールについて
令和7(2025)年2月	庁内委員会(令和6年度第2回) ・アンケート調査結果報告、基本理念の検討
令和7(2025)年5月	庁内委員会(令和7年度第1回) ・計画の骨子、基本理念・基本目標等の検討
令和7(2025)年8月	策定委員会(第1回) ・アンケート調査結果の報告 ・計画の骨子、基本理念・基本目標等の検討
令和7(2025)年9月～11月	計画策定に係るアンケート調査の実施(追加)
令和7(2025)年9月	総合教育会議(令和7年度第1回) ・教育大綱の検討
令和7(2025)年10月	庁内委員会(令和7年度第2回) ・計画素案(計画の具体的な取組)の検討
令和7(2025)年10月	庁内委員会(令和7年度第3回) ・計画素案(計画の具体的な取組)の検討
令和7(2025)年11月	総合教育会議(令和7年度第2回) ・教育大綱最終案の報告、承認
令和7(2025)年11月	策定委員会(第2回) ・計画素案(計画の具体的な取組)の検討
令和7(2025)年12月 ～ 令和8(2026)年1月	計画素案についてのパブリックコメントの実施
令和8(2026)年1月	生涯学習推進協議会(令和7年度第1回) ・計画素案の報告
令和8(2026)年2月	策定委員会(第3回) ・パブリックコメント結果報告、計画最終案の報告、承認

5. 用語集

	用語	説明	頁
あ	アレルギー除去食	アレルギー反応を引き起こす原因物質を除去したり、避けたりした食事のこと。	39, 40 他
	いのちの授業	子どもたちが生命の尊さや大切さを学ぶことを目的に実施する教育活動のこと。	48, 49
	命を大切に作るキャンペーン	児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組や、互いに良好な関係を築くことができるよう、実施する取組のこと。	50, 51
	インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な支援を行う教育のこと。	63, 65
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。	1, 4 他
	親子方式（学校給食）	給食調理施設を有する学校（親）において、給食の調理を行い、調理施設のない近隣の学校（子）へ給食を配送する仕組みのこと。	17, 39 他
	オンデマンド形式	利用者がリクエストしたタイミングでサービスやコンテンツが提供される方式。	54
か	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	教育委員会により任命された委員が一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校運営協議会を設置している学校をコミュニティスクールという。	19, 62 他
	学校サポート教員	本務教員の補助として、個別の学習指導や少人数指導、教材作成、行事の準備を行うなど、児童生徒一人ひとりにきめ細やかなサポートを目的に配置される教員のこと。	38
	教育課程特例校	文部科学省から認定され、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成し、実施することができる学校のこと。	46
	教育支援センター（ふれあいるーむ 21）	不登校の児童生徒が学校復帰や社会的な自立ができるよう支援すること目的とした公的機関のこと。	67
	教育センター	教育の質の向上に向けて、教員研修や子ども・保護者への教育相談などを行う公的機関のこと。	38, 54 他
	教育相談員	児童や保護者の悩みや不安に対し、教諭とは違う立場から相談に応じ、支援や助言等を行う専門職のこと。	68

	用語	説明	頁
	共生社会	属性にかかわらず、すべての人が互いに尊重し、支え合いながら共に生きていく社会のこと。	7, 49 他
	クラウド	クラウドコンピューティング (Cloud Computing) の略。データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。	55
	グローバル経済	資本や労働力、モノ、サービスなどが国境を越えて活発に移動し、世界中の経済が一体化し相互に依存する状態のこと。	5
	健康推進教員	児童生徒の心と身体の健康の増進を図ることを目的として、小中学校に配置する養護教諭の資格を持つ教員のこと。	38
	こども家庭センター	妊娠、出産、子育てに関すること、子どもや家庭の問題に関することなど、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行う機関のこと。	67, 68
	こども食堂	地域の団体や企業などが運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂のこと。	75
さ	自己肯定感	自分自身を価値のある存在と肯定し、認めることができる感覚のこと。	48, 50
	自己実現	自身の潜在能力や才能を最大限に発揮し、自分らしい理想の姿に近づくこと。	37, 48
	事故対策補助教員	教員の療養休暇などによる一時的な教員不足を補うために、市費で雇用する教員のこと。	56, 57
	持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。	7
	持続可能な社会の担い手を育む教育 (ESD)	ESD (Education for Sustainable Development) 。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会の実現を目指す教育活動のこと。	7
	主権者教育	主権者として求められる力を育成する教育のこと。	48, 49
	少子高齢化	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことにより、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。	5, 42 他

	用語	説明	頁
	情報モラル	他者の尊重や、情報発信に責任を持つなど、情報社会で適切に行動するための考え方や態度のこと。	3, 71 他
	情報リテラシー	情報機器の操作をはじめ、情報を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲のこと。	3, 71 他
	新型コロナウイルス感染症	COVID-19 とも呼ばれる、新型のコロナウイルスによる感染症で、呼吸器症状などを引き起こす病気のこと。	5
	人生 100 年時代	平均寿命が延び、100 歳まで生きることが当たり前になる時代を指す言葉。	5, 72 他
	スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う専門家のこと。	67, 68
	スポーツツーリズム	スポーツ資源とツーリズム（旅行・観光）資源を融合する取組のことであり、スポーツ参加や観光を目的とした旅行と、それらを実践する仕組みや考え方のこと。	77
	生活習慣病	食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に大きく関わっている病気のこと。	40
	生成 AI	文章、画像、音声、動画などを自動で作ることが出来る人工知能のこと。	5, 69 他
	セカンドブック	概ね 3 歳から就学前の子どもを対象に、発達段階に応じた絵本の配布と読み聞かせを行う事業のこと。ブックスタート事業のフォローアップの位置づけから、セカンドブックと呼称する。	52
た	大活字本	弱視者にも読みやすいよう、大きな活字で印刷された図書のこと。	73
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	8, 46
	団塊ジュニア世代	昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年頃に生まれた、第二次ベビーブーム世代を指す。団塊世代の子どもにあたるため「ジュニア」と呼ばれ、人口の多い世代。	5

	用語	説明	頁
	地域共生社会	少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会のこと。	7
	地域コーディネーター	学校支援活動を組織的に展開するため、学校とボランティア及びボランティア間の調整を担う地域の方のこと。	17, 62 他
	地産地消	地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。	39, 40
	中央教育審議会生涯学習分科会	文部科学省に設置された、生涯学習の機会整備や社会教育の振興などに関する重要事項を調査・審議する機関のこと。	8
	チーム・ティーチング	児童生徒の実態に応じて発展的な学習や補充的な学習などを実施することを目的に、複数の教員が協力して実施する指導方法のこと。	38, 46 他
	デジタルシティズンシップ教育	優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育のこと。	69, 70
	デジタル副読本	動画や音声、拡大、書き込み、ルビの追加など、多様な機能を持たせた電子教材のこと。	44
	電子書籍サービス	電子化された書籍を、オンライン上で提供するサービスのこと。	74
	電子申請	紙を使用して行っている申請や届出などの行政手続を、自宅のパソコンやスマートフォンなどのインターネットを利用して行うこと。	64
	特認校 (小規模特認校)	少人数ならではのきめ細かな指導や地域の特性を生かした活動など、特色ある教育を行う学校を小規模特認校とし、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度のこと。	37
	特別支援学級	障がいのある児童生徒が、それぞれのニーズに合わせた個別の教育が受けられる少人数の学級のこと。	14, 64 他
な	成田市総合計画 NARITA みらいプラン	本市が目指すべき将来都市像の実現に向けた方向性を指し示す“羅針盤”となる計画のこと。	5, 6
	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するもので、本市は佐倉市・香取市・銚子市とともに、	44

	用語	説明	頁
		「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」として平成 28 (2016) 年 4 月 19 日に認定された。	
は	働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革のこと。	32, 55 他
	パラスポーツ	障がいのある人たちが行うスポーツのこと。	49, 73
	バリアフリー	原義は「障壁のない」という意味。元来は住宅・建築の分野において段差等の物理的障壁の除去を意味したが、近年ではより広く、障がいのある人や高齢者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。	53, 59 他
	「不易」と「流行」 (不易流行)	いつの時代も変わらないものを大切にしながらも、新しい変化を取り入れること。	5
	部活動の地域展開	生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、これまで学校の教員が担ってきた部活動を、地域に展開し、地域クラブとして活動する取組のこと。	40, 55 他
	ブックスタート	絵本の読み聞かせ体験と同時に絵本を配布し、赤ちゃんとその保護者が絵本を介して心触れ合うひとときをもつきっかけをつくるための活動のこと。	52
	プレーパーク	市内の公園などを利用し、子どもが自主的に工夫をして遊びを作り出すことができる遊び場を提供する取組のこと。	75
ま	学びのセーフティ ネット	経済的・社会的に困難を抱える子どもたちの学習機会を確保するための取組の総称。	3, 63
	学びの羅針盤 2030	OECD (経済協力開発機構) が提唱した、令和 12 (2030) 年の未来の社会を生きる子どもたちに必要となる資質・能力を育むための学習の枠組のこと。	48
	マルチメディア DAISY (デイジー)	視覚障がいなどで活字を読むことが困難な人たちの読書支援を目的に開発された音声、文字、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。	73
や	ヤングケアラー	本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。	63, 64 他
ら	リーディング DX スクール事業	文部科学省の事業指定を受け、GIGA スクール構想で整備された ICT 環境を最大限活用し、教育活動や校務 DX を推進する取組のこと。	69
	リカレント教育	学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと (recurrent : 循環)。職業に必要とされる	5, 72 他

	用語	説明	頁
		スキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念。	
	利他性	自分よりも他者の利益や幸福を優先しようとする考え方や態度のこと。	4, 48
A	AI	Artificial Intelligence の略。人間が行っている問題解決や意思決定をコンピュータなどの機械で再現すること。	5, 69 他
	ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人教師の外国語授業を補佐する外国語指導助手のこと。多くの場合、その外国語を母語とする外国人が担当する。	17, 46 他
	DX (デジタルトランスフォーメーション)	Digital Transformation の略。デジタル技術の活用により、業務やサービスの改善や効率化だけでなく、行政運営も改革していくこと。	3, 69 他
	GIGA スクール構想	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とする、文部科学省が主導する取組のこと。	69
	GIGA スクール構想第2期	予備機の整備を含めた1人1台端末の計画的な更新と、さらなる利活用の促進に向けた取組のこと。	53
	ICT (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関する技術を総合的に指すもの。	2, 69 他
	LED	Light Emitting Diode の略。寿命が長い、消費電力が少ない、応答が速いなどの基本的な特長を持つ。	59, 60 他
	OECD (経済協力開発機構)	Organisation for Economic Co-operation and Development の略。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 38 か国 (令和 7(2025)年時点) が加盟する国際機関のこと。	48
	QOL	Quality of Life の略。物質的な豊かさだけでなく、心身の健康や豊かさ、生活の充実度などが関連する主観的な指標のこと。	33
	SNS	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。代表的なサービスとして、Facebook、X (旧 Twitter)、LINE 等がある。	71, 77

	用語	説明	頁
	Society5.0	日本政府が提唱する概念で、第5の社会として、人間と先端技術の融合を推進し、持続可能な社会の実現を目指す概念のこと。	9
	STEAM教育	STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A (Arts) を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習のこと。	37
	VUCA (ブーカ) の時代	Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字をとった造語。予測困難で、変化が激しい時代を指す。	8
	ZEB (ゼブ: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	Net Zero Energy Building の略。快適性を実現しながら、年間の一次エネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した建物のこと。	60

成田市教育大綱
成田市教育振興基本計画

令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

編集発行 成田市教育委員会 教育部教育総務課
〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

電 話 0476-20-1580

発 行 日 令和8年3月

登録番号 成教総 25-049

